

有線放送による放送の再送信に関する研究会
中間とりまとめ（案）

平成 19 年 12 月 21 日

第Ⅰ部 再送信同意制度の現状と課題

1 問題の概要 ······	1
(1) 有線テレビジョン放送の分類と意義 ······	1
(2) 区域外再送信の状況 ······	2
2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等 ······	4
(1) 再送信同意制度の立法趣旨 ······	4
(2) 裁定制度の概要とこれまでの経緯 ······	5
3 再送信を取り巻く環境の変化 ······	7
(1) 有線テレビジョン放送の変化 ······	7
(2) 有線テレビジョン放送以外のメディアの変化 ······	10
(3) 視聴者の生活環境の変化 ······	12
4 有線テレビジョン放送事業者及び地上放送事業者の間の主な争点 ····	14
(1) 有線テレビジョン放送事業者（CATV連盟）の主な主張 ····	14
(2) 地上放送事業者（民放連）の主な主張 ····	16

第Ⅱ部 対応の方向性

1 検討の視点 ······	20
2 課題に関する対応の方向性 ······	22
(1) 再送信同意制度の意義 ······	22
(2) 裁定制度の意義 ······	23
(3) 裁定の基準の見直し等 ······	25
(4) 協議の円滑化のための措置 ······	30
(5) 著作権法との関係 ······	31
(6) 中期的な課題 ······	32
参考資料 ······	34
索引	

第Ⅰ部 再送信同意制度の現状と課題

1 問題の概要

(1) 有線テレビジョン放送の分類と意義

「有線テレビジョン放送」とは、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「有テレ法」という。）第2条第1項において、「有線放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。（略））であつて、（略）有線ラジオ放送以外のものをいう。」と定義されている。

また、有線テレビジョン放送については、自ら制作等したコンテンツをコミュニティチャンネル等で有線放送する「自主放送」、地上放送事業者等の放送を受信して、それを有線放送する「再送信」に大別される。

このうち、再送信については、放送事業者の放送番組が当該放送事業者の放送対象地域¹内で再送信される「区域内再送信」と、その放送対象地域外で再送信される「区域外再送信」に分類される。有線テレビジョン放送による地上放送の区域内再送信は、その放送対象地域内の難視聴地域等においても放送番組を受信できる環境を構築することに貢献している²。また、区域外再送信は、地域ニーズに応じて、近隣の放送対象地域の放送事業者の放送番組を住民に提供している。

¹ 地上テレビジョン放送を行う一般放送事業者（以下「地上放送事業者」という。）は、放送対象地域ごとに放送免許が付与されている。放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、放送普及基本計画において規定されているものである。

² なお、有線テレビジョン放送法には、総務大臣が指定した受信障害発生区域内で有線テレビジョン放送の業務を行う有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対して、その指定区域内においては、区域内再送信を行う義務を課す規定がある（有線テレビジョン放送法第13条第1項）。ただし、これまでこの総務大臣による受信障害発生区域の指定が行われたことはない。

(2) 区域外再送信の状況

区域内再送信は、住民が放送対象地域内の放送を難視聴地域等においても受信できるようにするものであり、放送法（昭和25年法律第132号）第2条の2第6項の「放送事業者（略）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるよう努めるものとする」の規定の趣旨に資するものとして、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間で大きな問題なく再送信が行われてきている。

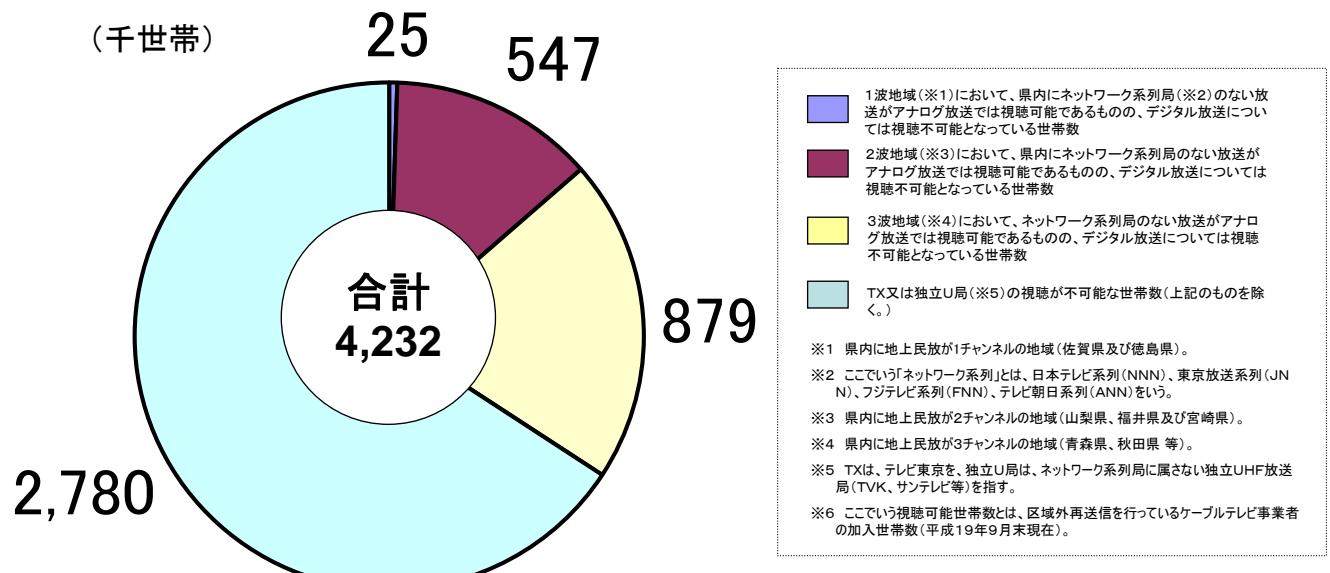
一方で、区域外再送信は、これまで、住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、デジタル放送の同意に関して協議が難航し、アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタル放送の同意が得られない場合も生じている。

デジタル放送への移行が進展する中で、このまま区域外再送信の同意が得られなかった場合、これまで視聴してきたもののうち、地元にいわゆる系列局のない地上放送が視聴不可能となる可能性のある視聴世帯³は、2007（平成19）年2月末現在、423万世帯（全世帯の8.2%）⁴と推定される。このうち、いわゆる少数チャンネル地域（その地域の地上民間放送が3波以下の地域をいう。以下同じ。）においては、141万（全世帯の2.7%）にのぼる（図1）と推定される。

³ 現在地元にいわゆる系列局がない放送について、アナログ放送では有線テレビジョン放送による区域外再送信によって視聴が可能であるものの、デジタル放送については再送信同意が得られていないため、当該放送が視聴不可能となっている世帯。

⁴ 総務省調査及び総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（2007（平成19）年3月31日現在）」より推計。

図1 アナログ放送からデジタル放送への移行に当たり区域外再送信の視聴が不可能となる可能性がある世帯数⁴（地元にいわゆる系列局がない放送に限る。）



2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等

(1) 再送信同意制度の立法趣旨

有線テレビジョン放送事業者は、有テレ法第13条第2項の規定により、放送事業者の同意を得なければ、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、再送信してはならないとされている⁵。

再送信同意制度の趣旨については、有線テレビジョン放送法案が審議された1972（昭和47）年5月18日の衆議院通信委員会の質疑において、政府参考人から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけであります」と答弁され、有テレ法の同意制度が有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号。後に「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」と改称）の同意制度と同じ趣旨で設けられたことを明らかにしている。

この点、有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された1951（昭和26）年3月26日の参議院電気通信委員会の質疑においては、当時、放送事業者の著作隣接権を保護する規定が著作権法上措置されていなかったが、提案者から、「中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります」と答弁されている。⁶

なお、再送信同意制度と著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作隣接権等の関係について、再送信同意制度が導入された1972（昭和47）年第68回国会においては、政府参考人から、著作権法は「私権という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。」と答弁され、再送信同意制度と著作権法に基づく著作隣接権制度は全く別個のものである旨述べられている⁷。

⁵ 有テレ法第13条第2項の規定は、放送事業者の放送だけでなく、電気通信役務利用放送法（平成13年法律85号。以下「役務利用放送法」という。）第2条第3項に規定される電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送の再送信に関しても同意を必要としている。

⁶ 資料集P7参照

⁷ 資料集P21参照

(2) 裁制度の概要とこれまでの経緯

有テレ法第13条第3項から第8項までに規定する裁制度（以下「裁制度」という。）は、有テレ法制定時にはなかったが、有線テレビジョン放送が懸念期にあるとされていた1986（昭和61）年に導入された。当時、区域内再送信に加えて、区域外再送信や自主放送も行う有線テレビジョン放送事業者が増加する中で、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えてきた。この問題を解決するため、再送信同意に係る紛争に関する有線テレビジョン放送事業者からの申請に基づき、郵政大臣が裁定を行うこととする制度が1986（昭和61）年に導入された⁸。裁制度の導入に関する有テレ法改正が審議された第104回国会においては、再送信に係る同意をしない「正当な理由」として、以下の5つの基準が例示された。

- i) 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ii) 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- iii) 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- iv) 有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- v) 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

なお、裁制度は、有テレ法にのみ設けられている⁹が、これは、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしてテレビジョン放送を再送信する場合に、再送信に係る同意が得られない事態が頻発すると有線テレビジョン放送の健全な発達を阻害することから、これを防ぐためとされている。

これまで、総務大臣の裁定については、いずれも区域外再送信に関するものとして、地上アナログ放送では2件、地上デジタル放送では1件行われている。

⁸ 資料集P10参照

⁹ 放送番組の再送信又は再放送に関しては、放送法、有テレ法、役務利用放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）のいずれの法律にも、その放送番組の送信を行っている放送事業者から同意を得なければならないこととされている。

具体的には、地上アナログ放送に関する裁定については、1987（昭和62）年に、島根県の有線テレビジョン放送事業者が兵庫県の地上放送事業者の再送信同意を求めたものと、1993（平成5）年に、高知県の有線テレビジョン放送事業者が岡山県・香川県の地上放送事業者の再送信同意を求めたものの合計2件であり、いずれも同意すべき旨の裁定となつた。2007（平成19）年5月には、中国地方の有線テレビジョン放送事業者11者が岡山県又は広島県の地上放送事業者の再送信同意を求めて裁定申請を行つてゐるところである。

また、地上デジタル放送に関する裁定については、2007（平成19）年3月に、大分県の有線テレビジョン放送事業者4者が福岡県の地上放送事業者4者の再送信同意を求めた1件があるが、同年8月、同意すべき旨の裁定を行つた。同年6月には、長野県の有線テレビジョン放送事業者2者が関東広域圏の地上放送事業者5者の再送信同意を求めて裁定申請を行つたところである。なお、大分県の有線テレビジョン放送事業者4者に係る裁定事案については、同年10月、同意すべきとされた福岡県の放送事業者4者から有テレ法及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、異議申立てがなされているところである。

ここで、上述の大分県の有線テレビジョン放送事業者に係る裁定の答申に当たり、情報通信審議会から、その答申のなお書として、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべきと考える。おって、その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべきである。」と指摘があつた。

3 再送信を取り巻く環境の変化

有テレ法は1972（昭和47）年に制定され、1986（昭和61）年に裁判制度の導入が行われて、今日に至っている。この間、有線テレビジョン放送事業者自身の業務内容、経営状況等は激変している。他方、地上放送の着実な普及等メディア環境の変化、情報通信技術の進展、生活圏の拡大等、有線放送による放送の再送信を取り巻く環境は様変わりしている。

（1）有線テレビジョン放送の変化

① 加入世帯数及び施設規模

有テレ法が制定された1972（昭和47）年において、有線テレビジョン放送施設の加入世帯数は約90万世帯（世帯普及率で約3%）と推計されるが¹⁰、その後増加し、1986（昭和61）年3月末で約460万世帯（世帯普及率で約12%）¹¹、2007（平成19）年3月末で2,060万世帯（自主放送を行う許可施設の加入世帯数。世帯普及率で約40%）¹²となっている。

施設規模も大規模化しており、1986（昭和61）年3月末において、引込端子数が1万を超える許可施設は31（全許可施設の5.6%）¹³だったが、2007（平成19）年3月末における引込端子数が1万を超える許可施設は357（全許可施設の19.4%）¹⁴にのぼっている。

② 運営主体

有テレ法が施行された翌年の1974（昭和49）年3月末の許可施設の運営主体のうち、営利法人によるものは27であり、当時の全許可施設数（149）の約18%であった¹⁵。その後、1986（昭和61）年3月末では、137（全許可施設の約25%）、2007（平成19）年3月末では、936（全許可施設の約51%）となっており、営利法人の割合は大きく伸びてきている。

¹⁰ 総務省資料及び住民基本台帳世帯数より推計。

¹¹ 郵政省「昭和61年通信白書」及び住民基本台帳世帯数より推計。

¹² 総務省「ケーブルテレビの現状」（2007（平成19）年11月）より。

¹³ 郵政省「昭和61年通信白書」

¹⁴ 総務省「平成19年情報通信白書」

¹⁵ 郵政省「昭和58年通信白書」

③ 自主放送の状況

自主放送を行う施設の数も大きく伸びており、1972（昭和47）年3月では、3施設のみが自主放送を行っていたが¹⁶、その後、自主放送を行う許可施設は、1986（昭和61）年3月末では、98施設（全許可施設の約18%）、2007（平成19）年3月末では、704施設（全許可施設の約38%）となっている。

④ 経営状況

営利を目的として有線テレビジョン放送を行う者の経常収入は、1987（昭和62）年度において約114億円であったが¹⁷、これは当時の民間放送事業者（ラジオ放送等を含む。）の経常収入（約1兆3,500億円）の約0.8%に過ぎなかった。2006（平成18）年度においては、自主放送を行う許可施設で、営利法人のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする者の営業収益（ケーブルテレビ事業以外の事業も含む。）は、約6,500億円となり、同年度の地上民間放送事業者（ラジオ放送等含む。）の営業収益約2兆6,000億円の約25%に相当している¹⁸。

⑤ 伝送路の広帯域化、多様化

I C Tの進展による広帯域伝送路導入に係るコストの低下により、放送のデジタル化及びインターネットサービスのブロードバンド化に対応するため、有線テレビジョン放送施設の伝送路の光化及び伝送容量の広帯域化が進展している。

有線テレビジョン放送施設の伝送路は、かつては同軸方式が主体だったが、今日ではH F C方式や光ファイバ方式を取り入れる施設も増えてきており、2007（平成19）年においては、自主放送を行う許可施設（704）のうち、幹線に光ファイバを導入している施設数は543施設（77.1%）にのぼる。また、2007（平成19）年の幹線の光化率は約40%となっているほか、1999年から2007年の8年

¹⁶ 総務省資料

¹⁷ 総務省「平成元年通信白書」

¹⁸ 総務省プレスリリース

間で、光ファイバ幹線の延長距離は4.9倍となっている（図2）。

図2 有線テレビジョン放送施設の幹線光化率

	1999.3	2007.3	1999～2007年の伸び
幹線路(km)	96,228	213,105	2.2倍
(うち光ファイバ(km))	17,080	84,506	4.9倍
幹線光化率	17.7%	39.7%	+22%

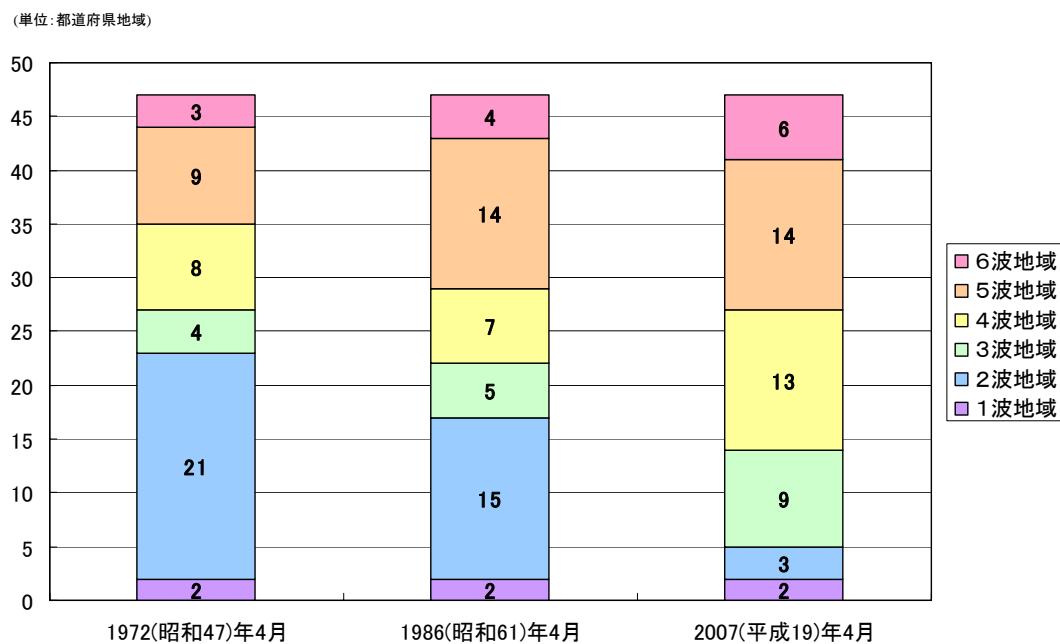
なお、ＩＣＴの進展は電気通信回線のコストを著しく低減させている。具体的には、1975（昭和50）年の時点で、東京～大阪間で48Kbpsのデータ通信専用回線（電電公社の提供する特定通信回線）を利用する場合、月額基本回線料は210万円だったものが、1986（昭和61）年にはNTTが提供する64Kbpsの専用サービスで月額基本回線料が110万円、2007（平成19）年にはNTTコミュニケーションズが提供する同サービスが約11万円となっている。

(2) 有線テレビジョン放送以外のメディアの変化

① 地上放送の普及状況

1972（昭和47）年において、3波以下の地域は全国で27県（全世帯の約32%¹⁹）であったが、1986（昭和61）年には22県（全世帯の約22%）、2007（平成19）年には14県（全世帯の約11%）となっている（図3）。

図3：都道府県単位の地上テレビジョン放送の普及状況



② 衛星放送の開始と普及

衛星放送については、1984（昭和59）年にNHKBSの試験放送として開始された。1989（平成元）年のNHKBSの契約数は、約42万件に過ぎなかったが、2007（平成19）年9月末現在、同契約数は約1,300万件となっている。

¹⁹ 総務省「住民基本台帳人口要覧」1973（昭和48）年、1986（昭和61）年及び2007（平成19）年の世帯数より推計。

また、CS放送については、1992（平成4）年に放送が開始され、2007（平成19）年4月末現在、スカイパーエクTV！の契約数は約360万件となっている。

③ 有線役務利用放送の開始と普及

電気通信事業を営む者から電気通信役務の提供を受けて放送を行う電気通信役務利用放送については、2001（平成13）年に制度化され、翌年に施行されたが、IPマルチキャスト方式で放送を行う有線役務利用放送事業者は、2007（平成19）年9月末現在4社であり、加入世帯数は約23万世帯となっている。

このほか、電気通信事業者が提供する映像伝送サービスを利用して、有線テレビジョン放送と同等の方式で電気通信役務利用放送を行う事業者も増えており、2007（平成19）年10月現在、14社となっている。

④ ブロードバンドを利用した動画配信サービスの進展

我が国は世界で最も速く低廉なブロードバンド環境を実現しており、ブロードバンド契約数は2007（平成19）年9月末現在2,715万件、このうち、超高速回線であるFTTHの契約数は966万件となっている。

このブロードバンドを利用し、利用者からの求めに応じストリーミング方式で動画配信するサービスも伸びている。例えば、(株)USENが提供する動画配信サービスGyaooは、2005（平成17）年4月のサービス開始以来、2年半で視聴登録者数が約1,650万（2007（平成19）年10月末）に達しているほか²⁰、動画共有サイトYouTubeの家庭からの利用者は2007（平成19）年2月時点で月間1,017万人となっている²¹。

²⁰ (株)USEN 2007（平成19）年11月13日プレスリリース

²¹ ネットレイティングス 2007（平成19）年3月22日プレスリリース

(3) 視聴者の生活環境の変化

新幹線等による鉄道の高速化、高速道路の整備の進展等による道路環境の高度化・普及等により、生活圏も拡大している。

例えば、高速自動車国道の整備延長は、1972（昭和47）年には全国で710kmだったのが、1986（昭和61）年には3,721km、2007（平成19）年には7,422kmとなっている²²。

また、新幹線も、1964（昭和39）年に東海道新幹線が東京～新大阪間で開業した後、1972（昭和47）年に山陽新幹線、1982（昭和57）年に東北新幹線と上越新幹線、1992（平成4）年に山形新幹線、1997（平成9）年に長野新幹線と秋田新幹線、2004（平成16）年に九州新幹線が開業しており、県境をまたぐ通勤・通学、日常生活の広域化に貢献してきた。

こうした交通の高度化に伴い、人の日常生活における移動距離も長距離化し、生活圏が広域化しつつある。例えば、他の都道府県を就業地・通学地とする人（15歳以上）は、1970（昭和45）年には293万人（15歳以上の就業者・通学者全体の7.4%）に過ぎなかったのが、1985（昭和60）年には478万人（同8.6%）、2005（平成17）年には583万人（同8.5%）と着実に増加している²³。

²² 国土交通省資料より

²³ 1970（昭和45）年、1985（昭和60）年、2005（平成17）年国勢調査より

図4 再送信を取り巻く環境の変遷

	有線テレビジョン放送法制定時 (S47(1972))	制度制度制定時 (S61(1986))	現在 (H19(2007))
有線テレビジョン放送の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯普及率は約3%。 ・CATVは小規模で再送信。 ・自主放送を行う施設は3。 ・當利法人は許可施設のうちの約2割(約30/150) (S49)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯普及率は約12%。 ・CATVは小規模で再送信のみを行うものが多い。地元事業者要件等による地域限定的な事業展開。 ・自主放送を行う許可施設は98。 ・當利法人は許可施設のうちの約2.5割(約140/550)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯普及率は約40%^{※1}。 ・規制緩和により、CATVの大規模化、事業者間連携、全国展開のMSO等が進展、ISPを含む多様なサービスの提供。 ・自主放送を行う許可施設は704。 ・當利法人は許可施設のうちの約5割(約940/1,840)。
地上放送の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・當利目的のCATV許可施設の経常収入は約100億円(S62年度)。 ・民放事業者の経常収入は約1兆3,500億円(S62年度)。 ・CATV/民放の経常収入の比率は約1%(S62年度)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主放送を行うCATV許可施設(當利法人)の營業収益は約6,500億円(IP事務その他含む。H18年度)。 ・地上民放事業者の營業収益は約2兆6,000億円(H18年度)。 ・CATV/民放の營業収益の比率は約25%(H18年度)。
メデイア以外の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・4ch以下 35県(全世帯の約59%) ・3ch以下 27県(全世帯の約33%) ・2ch以下 23県(全世帯の約27%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4ch以下 29県(全世帯の約41%) ・3ch以下 22県(全世帯の約22%) ・2ch以下 17県(全世帯の約16%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4ch以下 27県(全世帯の約30%) ・3ch以下 14県(全世帯の約11%) ・2ch以下 5県(全世帯の約3%)
伝送路の広		<ul style="list-style-type: none"> ・NHKBS試験放送開始(S59) 契約数…約42万件(H1) ・CS放送開始(H4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKBS契約数…約1,300万件 ・スカイパーフェクTV契約数…約360万件 ・IPマルチキャスト放送契約数…約23万件 ・ブロードバンドを利用した映像配信サービスの進展(例:Gyaooの視聴登録者数約1,200万人(H18))
視聴者の生活環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT企業向け専用回線(48kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>210万円/月</u>^{※2} (S50) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>110万円/月</u>^{※2} 	<ul style="list-style-type: none"> ・有線テレビジョン放送施設の幹線光化率 39.7% ・NTTコム企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>約11万円/月</u>^{※2}
	<ul style="list-style-type: none"> ・他県就業・通学者 293万人(S45) ・高速自動車国道整備延長 710km 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県就業・通学者 478万人(S60) ・高速自動車国道整備延長 3,721km 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県就業・通学者 583万人(H17) ・高速自動車国道整備延長 7,422km

※1現在の世帯普及率は、自主放送を行う許可施設分のみ。

※2約410kmで計算

(注)特に時期の記載がない数字はそれぞれS47,S61,H19のもの

4 有線テレビジョン放送事業者及び地上放送事業者の間の主な争点

本研究会では、(社)日本ケーブルテレビ連盟（以下「CATV連盟」という。）及び(社)日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）から、区域外再送信問題についてヒアリングを行った。各団体の主張の概要は図5のとおりであるが、主な主張は以下のとおりである。

(1) 有線テレビジョン放送事業者（CATV連盟）の主な主張

① 区域外再送信について

区域外再送信について、CATV連盟が本研究会の第2回会合に提出した資料（以下「第2回CATV連盟提出資料」という）。において、「住民・視聴者はデジタル化後も区域内はもとより、区域外放送についてもこれまでと変わりなく提供されることを強く要望（必要と）している」²⁴、「地上放送の完全デジタル化を円滑に行うためにも区域外再送信を今まで通り早期に実施する必要がある」としたうえで²⁵、「アナログで見られたものはデジタルでも見られる様に」²⁶としている。

また、「住民・視聴者が要望する主たる要因」²⁷として、

- i) 「区域外の電波が届いている」²⁸
- ii) 「少数チャンネル」²⁹
- iii) 「生活圏、文化圏が同一である」³⁰
- iv) 「長年の視聴習慣がある」³¹
- v) 「複合型」³²

をあげている。

なお、区域外再送信の範囲について、「サービス提供範囲は近隣の地域に限定し、遠距離は考えていない」³³としている。

²⁴ 第2回CATV連盟提出資料P 4

²⁵ 同上

²⁶ 第2回CATV連盟提出資料P 5

²⁷ 第2回CATV連盟提出資料P 6

²⁸ 同上

²⁹ 同上

³⁰ 同上

³¹ 同上

³² 同上

³³ 第2回CATV連盟提出資料P 4

② 裁定制度について

裁定制度の要否について、第2回CATV連盟提出資料においては具体的な記述はないが、既に大臣裁定を行ったものについては、「「視聴者利益の保護」のため、ケーブルテレビ事業者の責務として已む無く大臣裁定を申請」としている。

③ 再送信に関する対価について

対価については、「放送事業者の有する権利は許諾されており、対価請求は留保されている」³⁴、「基本的に関係権利団体との年間包括契約による支払い」³⁵としている。

④ 不同意再送信について

いわゆる「不同意再送信」について、「視聴者に対し、納得出来る理由なしにサービスを停止することはできない」³⁶、期限が切れる時点で「法令に順じ「大臣裁定」を仰ぐべきであったかもしれないが、日本的事情（和の精神）から話し合いによる解決を模索してきた」³⁷とし、「一概に”違法”という指摘は当たらないと考える」³⁸としている。

³⁴ 第2回CATV連盟提出資料P14

³⁵ 同上

³⁶ 第2回CATV連盟提出資料P12

³⁷ 第2回CATV連盟提出資料P13

³⁸ 同上

(2) 地上放送事業者（民放連）の主な主張

① 区域外再送信について

区域外再送信について、民放連が本研究会の第2回会合に提出した資料（以下「第2回民放連提出資料」という。）において、「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」、「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする」³⁹と主張している。併せて、「区域外再送信問題の解決にあたっては、再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき」⁴⁰としている。

② 裁定制度について

裁定制度について、「大臣裁定制度は廃止を含めた抜本的見直しを行うべき」⁴¹として、その理由として、「地域免許制の形骸化」、「立法事実の消滅」、「著作権法との不整合」⁴²をあげている。

- i) 「地域免許制の形骸化」については、「区域外再送信への同意を強制する「総務大臣の裁定」制度は、放送法・電波法の地域免許制度や放送普及基本計画に明らかに矛盾」等⁴³としている。
- ii) 「立法事実の消滅」については、「今や「同一性の保持」にのみ着目する「非対称規制」の立法事実は失われている」⁴⁴としている。
- iii) 「著作権との不整合」については、「大臣裁定制度は、放送事業者が固有に持つ著作権・著作隣接権に配慮しておらず、行きすぎた大臣裁定は財産権を定めた憲法29条に抵触する可能性があるなど、法体系の矛盾を内包する」⁴⁵としている。

³⁹ 「総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリングにあたって」（平成19年11月8日（社）日本民間放送連盟）（以下脚注において、「第2回民放連提出資料①」という。）

⁴⁰ 「ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再送信に関する意見」（平成19年11月8日（社）日本民間放送連盟）（以下脚注において、「第2回民放連提出資料②」という。）P3

⁴¹ 第2回民放連提出資料②P5

⁴² 3項目いずれも第2回民放連提出資料②P5～P6

⁴³ 第2回民放連提出資料②P5

⁴⁴ 第2回民放連提出資料①

⁴⁵ 第2回民放連提出資料①

③ 裁定の基準について

裁定の基準について、「「昭和61年5基準」は、ケーブルテレビ事業者が大臣裁定を申請するための資格要件であって、大臣裁定の判断基準とすることが適當ではない」⁴⁶、「大臣裁定の判断基準がもっぱら「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであることを示すとともに、昭和61年の第104回国会衆議院遞信委員会で表明された「(同意しない)正当な理由」が現在においても踏襲されたこととなり、甚だ遺憾である」⁴⁷としたうえで、「こうした判断基準は、抜本的に見直すべき」⁴⁸としている。

また、「多元性・多様性・地域性という放送制度の根幹の一つである「地域性」を無視している」⁴⁹、「現行の有線テレビジョン放送法の解釈では、隣接地域に限らず、遠隔地域間（例えば、北海道や沖縄県への在京キー局波）であっても、大臣裁定により区域外再送信を受けることが可能となる」⁵⁰としている。

④ 再送信に関する対価について

対価については、「対価徴収（有料化）だけでは、区域外再送信問題は解決できない」⁵¹として、「民放事業者の判断で、契約更新時から対価徴収は可能。しかし、ケーブルテレビは、これまで地上テレビ放送を補完するメディアと考えてきたため、民放事業者は、実際の対価の請求を差し控えている」⁵²、「地域免許制度を前提に、地上テレビ放送とケーブルテレビとが秩序ある発展を目指すことが重要であり、再送信の有料化が区域外再送信問題の解決策とは考えていない」⁵³としている。

⑤ 事業者間の協議による解決について

事業者間の協議による解決について、「地上民放事業者は、デジタル放送の区域外再送信については円滑な同意に努めており、また、区域外再送

⁴⁶ 同上

⁴⁷ 同上

⁴⁸ 同上

⁴⁹ 第2回民放連提出資料②P5

⁵⁰ 同上

⁵¹ 第2回民放連提出資料②P9

⁵² 同上

⁵³ 第2回民放連提出資料②P9

信についても全てに対して同意を拒んでいるわけではなく、個々の事業者の判断において「同意が妥当な範囲」を模索し、要望に応えてきている」⁵⁴としている。

⑥ 違法再送信について

いわゆる「違法再送信」について、「放送事業者の同意や許諾を得ずに無断で行われるケーブルテレビ再送信は「違法再送信」である」⁵⁵として、「ケーブルテレビ事業者は、こうした違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべき」⁵⁶としている。

⁵⁴ 第2回民放連提出資料①

⁵⁵ 第2回民放連提出資料②P4

⁵⁶ 同上

図5 研究会でのヒアリングにおける両連盟の主張の概要

		C A T V連盟の意見	民放連の意見
再送信同意制度の意義		<ul style="list-style-type: none"> 基本的に放送事業者の事項である。有線テレビジョン放送がとやかくいうのは適切ではない。 マストキャリーの場合は別として、大事な放送番組を無断で再送信できるようにするのは問題と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣裁定制度と不整合な点が問題。
裁 定 制 度 の 必 要 性		<ul style="list-style-type: none"> <u>一定のルールのもと、それに基づき民放で解決できるのがよい。ただ、それでも解決できないような場合のため、大臣裁定又は同様のものが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地域免許制、著作権法と不整合であり、立法事実は消滅している。「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであり、抜本的に見直すべき。) <u>民放の協議に委ねるべき</u>
裁 定 の 判 断 基 準	地 域 性 の 観 点 (遠隔 地 間 の 区 域 外 再 送 信)	<ul style="list-style-type: none"> <u>近隣の地域に限定し遠距離は考えていない。</u> 例えば東京と北海道間ではコストが高くなりすぎ考えたこともない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。)
基 準	県 域 免 許 制 と の 整 合 性	<ul style="list-style-type: none"> 維持するのが適当。ただし、文化・生活圏が一体な場合等区域外のニーズがあるところは、弾力的に認めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする。)
地 元 局 経 営 の 観 点		<ul style="list-style-type: none"> 民間放送事業者との共存共栄。 有線テレビジョン放送は地形難視、都市型難視の解消等で地上放送の補完的機能をはたし、放送事業者とは手を携えてきた。 地上放送デジタル化についても、放送事業者の置局計画を補完できればと考えている。 両者間で番組面での協力も行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。) <u>経営的な影響の問題から地元局の納得が必要。</u> 大分民放3局のシミュレーションでは18億円の逸失収入。
チ ャ ン ネ ル 数 の 観 点 (視 聴 者 の ニ ー ズ 対 応 等)		<ul style="list-style-type: none"> 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」 区域外再送信は専ら視聴者ニーズに対応するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。) <u>区域外のニーズがあるのは分かるが、4波ある地域は地元の系列局を見てほしい。</u> <u>少数チャンネル地域で区域外のニーズがあるのは分かるが、だからといって全てOKということではない(視聴者ニーズも踏まえ可能な限り協議に努めている。)。</u> 放送事業者としての視聴者ニーズの対応は、放送対象地域内の視聴者に放送を届かせること。
金 銭 事 項 の 観 点 (著 作 権 利 等 の 支 払 い 等)		<ul style="list-style-type: none"> <u>著作権料について放送事業者等から請求されれば支払う。また、著作権料以外についても、納得性があれば、協議に応じる。</u> <u>地元局への適切な補償負担についても、協議に応じる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 対価請求は留保。有線テレビジョン放送と民放は放送普及の「車の両輪」ということもあって、<u>請求していない</u>。 有テレ法と不整合な点が問題。
ア ナ ロ グ 受 信 者 の 利 益 保 護		<ul style="list-style-type: none"> 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルだから不同意ということではなく、もともと、系列局が増加していること、デジタル化投資の負担等から、見直したい。
其 他	違 法 再 送 信	<ul style="list-style-type: none"> 当初は全て同意。その後不同意。放送事業者から納得できる不同意の理由説明がないので視聴者に説明できないし、また、放送事業者を悪者にすることもできず、再送信を継続してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 違法再送信を早急に中止すべきであり、そのためには適切な措置を行わべき。
両団体間の協議の実施		<ul style="list-style-type: none"> 賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>賛成。</u>

第Ⅱ部 対応の方向性

1 検討の視点

第Ⅰ部で見てきたように、地上デジタル放送への完全移行を前に、現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議が難航している事例が全国各地域において見られる状況にある。

こうした状況が続ければ、有線テレビジョン放送については、アナログ放送では視聴できていた放送番組がデジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。

一方で、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。

有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。

また、2007（平成19）年8月9日の情報通信審議会の答申においても、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき。その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべき。」との指摘があったところである。

そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上テレビジョン放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。

この検討に当たっては、以下の点を十分に踏まえることとした。

- アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保

(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)

○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方

また、いわゆるマストキャリー⁵⁷の導入等の再送信に係る制度の問題については、通信・放送法体系の検討を踏まえつつ、中期的課題として検討を行った。

⁵⁷ 公共的役割を有する放送について、配信プラットフォームや伝送サービス事業者に再送信義務を課すこと。

2 課題に関する対応の方向性

(1) 再送信同意制度の意義

放送は、直接かつ瞬時に、不特定多数の視聴者に対し情報を発信するメディアとして、他の情報通信メディアと比較しても大きな社会的影響力を有しており、多様な情報を国民視聴者に提供する点で現代社会において特別な役割を担っている。具体的には、健全な民主主義の発達に資する言論報道機関としての機能、地域住民の生活に必要不可欠な情報提供や、多様化する国民のニーズに応じた豊かで良質な各種番組の提供などである。

放送事業者の放送番組が自ら送信した電波以外の方法により再送信される際、無断で改編されたり、放送事業者が意図しない地域において無断で再送信されれば、放送番組の同一性や当該放送事業者のチャンネルイメージが損なわれることとなる。特に、こうした再送信が有線テレビジョン放送のように、地域の不特定多数の者に対し情報発信する大きな社会的影響力を有するメディアにより行われた場合には、放送事業者の番組編集に相当程度の悪影響を与えることとなる。

このため、放送番組の再送信は、放送事業者の「同意」を要することとされており、これは放送に対する国民視聴者の信頼を背景として、放送事業者の「番組編集上の意図」を保護することを有法上明らかにしたものである。また、こうした仕組みは、地上放送についての放送秩序の維持に結果的に寄与してきた面もあると考えられる。

この放送事業者の「番組編集上の意図」の含意には、様々なものがあり得るが、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、それが保護されなくなることを放送法及び有法上防止すべき場合としては、具体的には、以下のものが考えられる。

- ① 有線テレビジョン放送事業者の一方的な判断、都合により再送信を行う時間、番組構成等について変更が行われ、放送事業者の放送番組についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。
- ② 放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。

(2) 裁定制度の意義

裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることからも見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に揺籃期にあったとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。

放送事業者の「番組編集上の意図」を保護する再送信同意制度において、同意するか否かは放送事業者の任意に委ねられているが、この裁定制度は、放送事業者が再送信を同意しないことについての「正当な理由」が認められない限り、同意すべき旨の裁定を行う仕組みがとられている。

このように再送信に同意する旨の裁定は、放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるが、その制約根拠については、再送信される番組を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要である。

この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。

- ① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること。

この地域情報は、基本的には居住する地域（県）の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得されることもある。

- ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。

地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要な地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。

特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。

これらの利益が具体的な裁定においてどのように扱われるかについては、後述する(3)②ウ)で示すこととする。

裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかとの指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県（地域）の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。

(3) 裁定の基準の見直し等

放送事業者が再送信を同意しない「正当な理由」（有テレ法第13条第5項）については、再送信同意制度による放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と、裁判制度による「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から考えることが適当である。

「番組編集上の意図」については、(1)の「再送信同意制度の意義」で述べたように、様々なものがあり得るが、裁判制度において考慮の対象となるのは次のとおりと考えられる。

① 放送番組の同一性やチャンネルイメージ

この基準については、裁判制度の導入の法改正が行われた際に国会答弁で次の5つの基準が例示として述べられている。これらの5つの基準については、番組の同一性やいわゆるチャンネルのブランドイメージの確保にかかわるという点で、「番組編集上の意図」の中核を占めることから、基本的には、「受信者の利益」の内容や程度にかかわらず、常に確保することが適当である。

- i) 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ii) 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- iii) 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- iv) 有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- v) 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

② 放送が受信される地域についての意図（放送の地域性に係る意図）

ア) 背景

放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」については、遠隔地の地上

放送をネットワークにより伝送し有線テレビジョン放送で再送信することが経済面等から困難であったことから、これまで「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定されず、基準として示す必要性はそれほどなかったと考えられる。

しかしながら、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再送信として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきた。また、交通や通信手段の発達等を背景として、国民の生活圏等の広域化は大きく進展しており、従来の県域の枠組みを超えて情報を得ようとする受信者のニーズが増大してきている。

こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。

イ) 受信者の利益

「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性（裁定での同意の適否）を判断することが適当である。

「受信者の利益」の内容・程度は、(2)の①、②で述べたとおりであるが、(2)の①で述べられている隣接の県の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。

こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。

i) 地域間における人・物等の交流状況

以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が強い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高いと

考えられる。

- ・ 通勤・通学等人の移動状況
- ・ 両地域間の経済的取引状況
- ・ 電波のスpillオーバー 等

ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等

例えば、江戸時代以前の「藩」の地域区分や方言等の風俗・文化圏が、現在の都道府県の行政区域とは異なる場合には、県域を超えた文化的な交流等が積極的に行われ、あるいは、地域住民における一体感・親近感が強いことも考えられることから、そのような場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。

iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣

再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。

ウ) 受信者の利益と放送事業者の利益の衡量による基準

放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、「受信者の利益」の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合には、放送事業者が同意しない「正当な理由」があると考えられる。

具体的には、(2)の①の「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適當と考えられる。

一方、(2)の②の「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれ

ば、その地域における情報の多元性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとすることが、現在の放送普及基本計画に定める考え方によれば、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。

いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、こうした「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。

工) 具体的な基準

こうした考え方により、具体的な事案に応じて、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と「受信者の利益」の程度との衡量において「許容範囲内（受忍限度内）」か否かを、個別に判断することは一般的に困難であると考えられる。

一方、この判断の基準が曖昧な場合には再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、放送事業者の放送対象地域と隣接する「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」（同意裁定）と推定する仕組みを設けることが考えられる。

この「一定の区域」については、当事者間の予測可能性、基準の客観性等を確保することが必要であるため、社会生活上、通常用いられる地域区分を基本とすることが考えられる。例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。

今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めが必要である。

「一定の区域」をどのような区域とする場合であっても、その区域は、「受信者の利益が確保されるべき」と「推定」されるに過ぎず、当事者に十分な手続機会が与えられた上で、生活面・経済面の関連性が認められないと反証される場合には、同意裁定としないなど、社会実態を踏まえた柔軟な取扱いを行うことが適当と考えられる（逆に、「一定の区域」以外の場合でも、生活面・経済面の関連性が認められると立証されれば、同意裁定となる。）。

仮に、再送信元の放送事業者に係る放送対象地域に近接する「一定

の区域」を都道府県とする場合であって、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者の業務区域が属する県が複数の県に接しているときには、当該有線テレビジョン放送事業者は、複数の県の放送番組の全てについて区域外再送信に係る同意裁定を得ることも可能となる。ただし、こうした場合における、前述の「推定」をくつがえす立証の余地や、そのような立証に要する具体性の程度等については、なお検討が必要と考えられる。

なお、以上の考え方からすれば、例えば、関東広域圏の放送事業者の放送番組を「遠隔地」である北海道の有線テレビジョン放送事業者が再送信する場合等については、同意が得られるか否かは専ら事業者間の協議に委ねられることとなり、裁定申請が行われたとしても、同意裁定とはならないこととなる。

③ その他の基準の検討

これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。

しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。

④ 経過措置

過去に「同意」が得られた事例が、②の考え方に基づく基準の下では、再送信の実施が困難になる場合も想定される。こうした場合については、「受信者の利益」を一定程度保護する観点から、経過措置（激変緩和措置）を講じることも考えられる。その経過措置の内容については、具体的にいかなる期間とするかを含め、2011年に予定される完全デジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境の変化を十分に踏まえつつ、さらに検討することが適當である。

(4) 協議の円滑化のための措置

再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。

また、同意に係る協議手続が定まっていないことにより、事業者間の協議の現場においても混乱が生じているとの指摘もあり、また、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続の具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。

そのガイドラインにおいては、当事者が多様な情報の流通の促進の必要性を十分認識した上で協議を行う必要性等を明記することが適当である。

さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、放送事業者に同意をしないことについての「正当な理由」がない限り、同意の裁定が行われることを踏まえたものである。

なお、裁定制度との関連性はないが、再送信の実施に資するため、著作隣接権料とは別に、必要に応じ、再送信の提供に係るサービスの対価について当事者が協議の上、一定の額を支払うことについて当事者間で検討することも考えられる。

(5) 著作権法との関係

再送信同意制度や裁定制度は、放送に対する国民視聴者の信頼や有線テレビジョン放送の「受信者の利益」を確保するための制度であり、この点において、著作権者等の権利の保護等を基本とする著作権法体系とは別個のものである。

しかしながら、放送事業者の著作隣接権との関係では、同意すべき旨の裁定がなされたにもかかわらず、当該放送事業者の著作隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなる。

このため、区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度（有テレ法第13条第1項⁵⁸、著作権法第99条第2項⁵⁹）を参考として、例えば、同意裁定が出された場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。

また、実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者との間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である。

⁵⁸ 有線テレビジョン放送法第13条第1項「有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第3条第1項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号の5に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畠して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行う放送局（放送法第2条第3号に規定する放送局をいう。）を開設しているすべての放送事業者（放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者をいう。以下同じ。）のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。」

⁵⁹ 著作権法第99条第1項「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。」、同第2項「前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。」

(6) 中期的な課題

① ローカルコンテンツの充実

地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、ともに地域社会を基盤とするメディアとして普及・発展してきたものであり、地域密着型のローカルコンテンツをそれぞれ制作してきている。

また、地上デジタル放送の円滑な普及等に当たっても、2011年のアナログ停波に向けて、両者が連携して取り組んでいく必要がある。

このため、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当である。

② 新たな紛争解決の手段

現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備（誠実対応義務等）について検討すべきである。

また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点も多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会⁶⁰が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの方法と考えられる。この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当である。

⁶⁰ 電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るために、「あっせん」「仲裁」を専門的に取り扱うとともに、総務大臣の「裁定」に関する諮問への答申等を行う電気通信事業紛争処理委員会を2001（平成13）年1月30日に総務省に設置。

③ 通信・放送の融合を踏まえた課題

通信・放送の新たな法体系の検討において、有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送の区分の見直しの検討が行われる場合には、再送信同意に関する紛争処理スキームを含めた両者間のイコール・フッティングについて検討する必要がある。

また、再送信に関しては、現行制度上、有テレ法第13条第1項にあるように、受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した場合には、その受信障害地域に施設を有する有線テレビジョン放送事業者は放送対象地域内の放送事業者の放送番組をそのまま再送信しなければならないという義務が課せられる。

しかしながら、共同受信施設によるものを含め、有線テレビジョン放送施設経由で地上放送を視聴している世帯が全体の6割を超えており現状にあり、地上放送については、あまねく普及すべき高い公益性を有するものであることから、今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリーについて検討する必要がある。

このため、こうしたマストキャリーの導入の必要性や再送信に関する紛争処理スキームの在り方については、その他のメディアにおける同様の議論とともに、今後、中期的に検討されることが適当である⁶¹。

また、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当である。

以上

61 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書（2007（平成19）年12月）（抄）

「・・・「特別メディアサービス」の対象となるコンテンツ配信サービスに関しマストキャリー・マストオファー制度を導入することの必要性について、今後検討する必要がある。」「・・・レイヤー間を越えた事業者間紛争の調停といった事項に対応するための中立的な機関を設けることは是非を検討するなど、行政組織のあり方についても幅広い検討が行われることを期待する。」

参考資料

参考資料①	「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催要綱	35
参考資料②	「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催状況	37
参考資料③	ケーブルテレビによる地上デジタル放送の区域外再送信について (2007(平成19)年11月8日第2回会合 CATV連盟 ヒアリング資料)	38
参考資料④	総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリング にあたって (2007(平成19)年11月8日 第2回会合 民放連ヒアリ ング資料)	49
参考資料⑤	ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再送信に関する意見 (2007(平成19)年11月8日 第2回会合 民放連ヒアリ ング資料)	50
参考資料⑥	総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリング 民放連意見参考資料 (2007(平成19)年11月8日 第2回会合 民放連ヒアリ ング資料)	55
参考資料⑦	資料集	63

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催要綱

1. 背景・目的

有線放送においては、事業者間の広域ネットワークの接続が進み、大容量ネットワークの広域化が進展しつつあり、デジタル化・IP化等の技術革新や通信・放送コンテンツの融合、業態の垣根を越えた事業者間連携の急速な進展等を背景に、様々な形態のサービスが出現し、この動きは、今後更に広がっていくものと考えられる。

一方で、これまでの難視聴地域や少数チャンネル地域等における地上放送の再送信手段としての補完的役割についても依然として重要との指摘もあり、放送のデジタル化、通信・放送の融合下における情報通信政策及び国民的ニーズの方向性を踏まえた今後の有線放送による放送の再送信のあり方が改めて問われている。

また、本年8月9日付の再送信同意に関する裁定申請に対する情報通信審議会の答申において、再送信制度のあり方について幅広く検証すべき旨の指摘があったところである。

このため、本研究会は、有線放送による放送の再送信の現状を把握し、課題を整理するとともに、今後のるべき方策について検討することを目的として開催するものである。

2. 名称

本会合は、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」と称する。

3. 検討内容

- (1) 有線放送による放送の再送信に関する現状把握
- (2) 有線放送による放送の再送信に関する課題の整理
- (3) 課題に対する今後の方策の検討 等

4. 構成及び運営

- (1) 本研究会は、情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本研究会の構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (7) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (9) その他、研究会の運営に必要な事項は、座長が定める。

5. 開催期間

平成19年10月に第1回会合を開催し、平成20年3月頃を目途に一定の結論を得る。

6. 庶務

本研究会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

別紙

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

○ 伊東 晋	すすむ	東京理科大学理 工学部教授
音 好宏	よしひろ	上智大学文学部教授
菊池 尚人	なおと	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構 特別研究准教授
高橋 信行	のぶゆき	國學院大學法学部専任講師
土佐 和生	かずお	甲南大学法科大学院教授
長田 三紀	みき	NPO 法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
○ 新美 育文	いくふみ	明治大学法科大学院教授
野原 佐和子	さわこ	(株)イプシ・マーケティング研究所社長
長谷部 恭男	やすお	東京大学法学部教授
早坂 福子	とみこ	桐蔭横浜大学法科大学院教授
山下 東子	はるこ	明海大学経済学部教授
○ 座長 ○座長代理		

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催状況

日程	内容
第1回 2007年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○開催要綱（案）について ○座長の決定及び座長代理の指名について ○研究会の公開について ○事務局からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビを取り巻く現状について ・有線放送による再送信に関する現状と制度の概要について ○研究会の当面の進め方について
第2回 2007年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別の区域外再送信の現状及びブロードバンド整備状況 ・放送及び有線放送に関する規制の異同 ○関係者からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本ケーブルテレビ連盟 ・(社)日本民間放送連盟 ○フリーディスカッション
第3回 2007年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○主な論点
第4回 2007年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○(社)日本ケーブルテレビ連盟及び(社)日本民間放送連盟間の協議状況について（両連盟からヒアリング） ○中間とりまとめの骨子案について
第5回 2007年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○中間とりまとめ案について

ケーブルテレビによる地上デジタル放送の区域外再送信について

2007年11月 8日
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

1. ケーブルテレビの地上デジタル放送への対応

- 1) 2011年7月24日 地上放送のデジタル完全移行に
最大限の努力
 - ・2000年 6月：日本ケーブルラボ設立
⇒諸課題の解決に注力
 - ・2000年10月：日本ケーブルキャスセンター設立
(2007年9月日本ケーブルテレビに合併)
⇒デジタルSTBの普及、B-CASカードの管理

- 2) デジタル化投資は大きな経営課題
 - ・ヘッドエンド、ネットワークの整備
 - ・アナログ・コンバーターの廃棄

3) 民間放送事業者との共存共栄

4) ケーブルテレビの進捗状況

・当初の予定以上の進捗

(参考資料一1:

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」)



2. 地上デジタル放送のケーブルテレビによる再送信に関する考え方

1) 地上テレビ放送は地域住民、視聴者の生活に不可欠なものであり、一日も早く「再送信サービス」を提供することがケーブルテレビ事業者の責務と認識。

2) 住民・視聴者はデジタル化後も区域内はもとより、区域外放送についてもこれまでと変わりなく提供されることを強く要望(必要と)している。

3) 有テレ法第1条に謳われている「受信者の利益の保護」し「公共の福祉の増進に資する」という観点からも、区域外再送信について、地域住民・視聴者の要望を満たすことが我々の責務と考える。尚、サービス提供範囲は近隣の地域に限定し、遠距離は考えていない。

4) 地上放送の完全デジタル化を円滑に行うためにも区域外再送信を今まで通り早期に実施する必要がある。



アナログで見られたものは
デジタルでも見られる様に



3. 住民・視聴者が要望する主たる要因

- 1)区域外の電波が届いている
- 2)少数チャンネル
- 3)生活圏、文化圏が同一である
- 4)長年の視聴習慣がある
- 5)複合型

(参考資料一2:「新聞ラテ欄サンプル」)



4. 住民・視聴者の要望事例

1) 区域外の電波が届いている

①事例－1

- ・他県の放送事業者がその地域に電波を届けている。
- ・現在は他県になっているが江戸時代は同じ藩、従い現在も同一の生活・文化圏に属している。

②事例－2

- ・他圏の放送事業者がその地域に電波を届けている。
- ・他圏への通勤者が多く、全国紙も当該圏のものでなく、他圏版のものが販売されている。

2) 少数チャンネル

①事例－1

- ・当該県内には民放1社のみ。残りチャンネルは隣県よりの区域外再送信。放送事業者同意。



②事例－2

- ・当該県内には民放2社のみ。残りチャンネルは隣県よりの区域外再送信。

③事例－3

- ・当該県内には民放3社のみ。
- ・他の隣県は県内民放が4～5社ある。情報格差の是正のためにも残り1チャンネルの放送が是非必要。

3) 生活圏、文化圏が同一である

①事例－1

- ・前述の「1) 区域外の電波が届いている」で記載の事例。



②事例－2

- ・当該地区の漁業従事者は他圏からの放送(特に天気予報等)を必要としている。
- ・当該地区からの「新幹線通勤」も多い。
- ・市内で販売されている「テレビガイド」も他圏版である。

4)長年の視聴習慣がある

①事例－1

- ・昭和49年～50年開局時より区域外波を再送信。
- ・古くは明治時代から(製糸業)、現在は精密工業、IT産業等首都圏との交流が盛んで、住民は東京の情報を求めている。
- ・進学する子供の過半数は東京の大学へ進学。親は東京のローカルニュースを視聴する。



-
-
- ・人口の流入出の内、20%が首都圏との移動。
ケーブルテレビの解約件数の90%は首都圏への転出のため。ほぼ同数が転入し、新規加入。
 - ・地域にある別荘の90%にケーブルテレビサービスを提供。
また、別荘オーナーの70%が首都圏在住者で最近は永住者も。
 - ・県内人口の3倍以上の観光客が来る。その内の約半数は首都圏からの観光客。
 - ・アンケート調査からも当該地域住民が、首都圏の区域外放送を強く望んでいる。



5)複合型

①事例－1

- ・他県の電波が届いている。
- ・少数チャンネル。
- ・古くから生活圏、文化圏が同一である。
- ・アナログ時代からの視聴習慣がある。

多くの場合「複合型」事例である。



5. 不同意再送信について

1) 多数は同意(1年毎の更新、或いは自動更新)が得られているが…

2) 現在、同意が得られていないものがある。

- ・再送信開始時及びその後も同意が得られていた。
- ・ある時点から同意書はもらえないが、口頭で了解。
- ・納得出来る理由なしに拒否される。

3) 視聴者に対し、納得出来る理由なしにサービスを停止することは出来ない。



4)法令に順じ「大臣裁定」を仰ぐべきであったかもしれないが、日本的事情(和の精神)から話し合いによる解決を模索してきた。

5)以上の様な事情から一概に“違法”という指摘は当たらぬと考える。



6. 著作権について

1) 同意書に於いて

- ・放送事業者の有する権利は許諾されており、対価請求は留保されている。

2) 原権利者が有する権利

- ・基本的には関係権利団体との年間包括契約による支払い。



7. 大臣裁定について

- 1) 2006年4月～5月 総務省、放送関係者各位に「要望書」提出以降、“徹底した話し合いによる”解決を目指し放送事業者と交渉努力するも事態は進展せず。
- 2) デジタル受信機を購入した(或いは購入予定の)住民・視聴者から、今まで(アナログ)見られていたものが見られないことに強い苦情が殺到。
- 3) 「視聴者利益の保護」のため、ケーブルテレビ事業者の責務として已む無く大臣裁定を申請したものである。



参考資料

◇参考資料ー1

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」

◇参考資料ー2

「新聞ラテ欄サンプル」



参考資料一1

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」

[進捗マップ]について

- 本データは、総務省及び(社)日本ケーブルテレビ連盟が実施した全国の有線テレビジョン放送事業者等へのアンケート調査の結果に基づいて作成したものです。

※ ケーブルテレビのサービスが提供されている地域であっても、アンケート調査未回答等により着色されていない地域があります。

- 凡例について

地図中の色は、各市町村におけるホームバス^{※1}のデジタル化対応率^{※2}が90%以上であることを表します。

- 緑：2006年末までにデジタル化対応済みのエリア
- 黄緑：2007年末までにデジタル化対応予定のエリア
- 黄：2008年末までにデジタル化対応予定のエリア
- 赤：2010年末までにデジタル化対応予定のエリア
- 青：検討中のエリア（2010年末までにデジタル化対応率が90%未満又は未定）

※1:ホームバス…ケーブルテレビの施設設置許可地域内で、伝送路の敷設が完了しているエリア内の世帯数

※2:デジタル対応率…当該地域のホームバス数のうち、地上デジタル放送に対応する予定のホームバス数の比率

- 地図中、市町村全域に色が塗られていても、山間部等で一部ケーブルテレビのサービスが提供されていないエリアがある場合があります。

- 本地図は、下記の地図データを使用して作成しています。

全国市区町村界・国際航業株式会社[PAREA-Japan] 標高:国土地理院[数値地図 250mメッシュ]

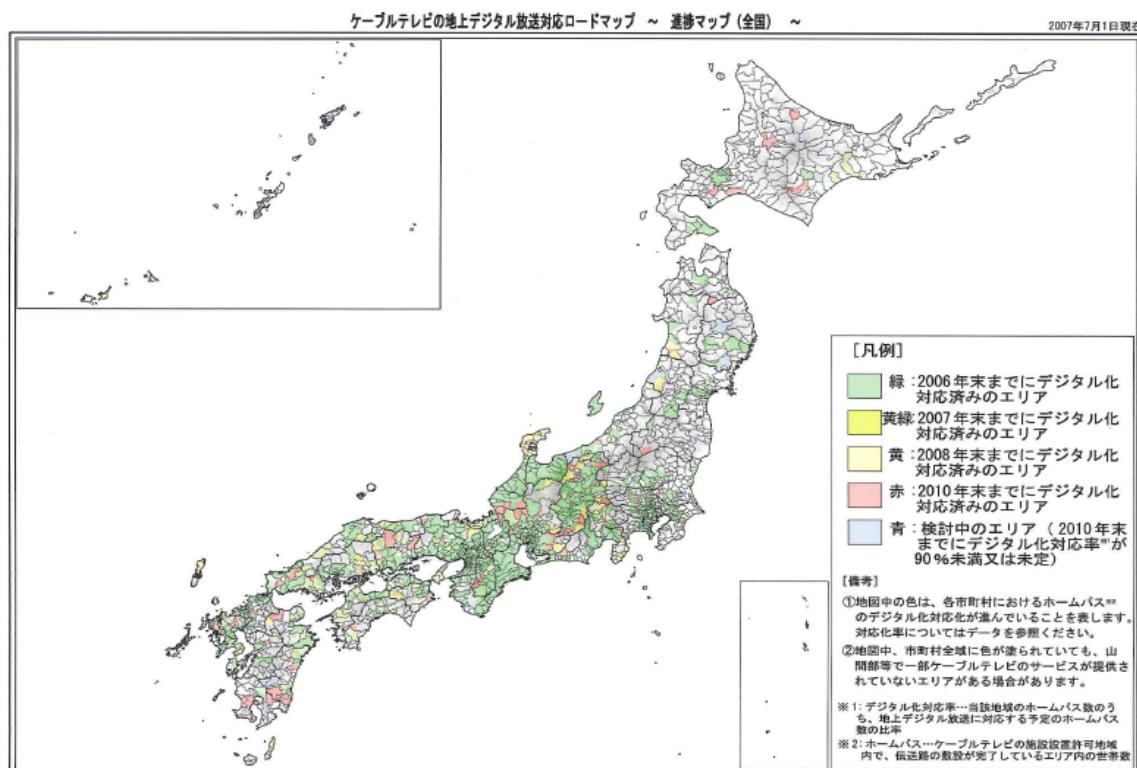


Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

17

参考資料一1

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

18

参考資料一1

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」

[進捗リスト]について

○ 本データは、総務省及び(社)日本ケーブルテレビ連盟が実施した全国の有線テレビジョン放送事業者等へのアンケート調査の結果に基づいて作成したものです。

※ ケーブルテレビのサービスが提供されている地域であっても、アンケート調査未回答等により本リストに計上されていない場合があります。

○ 「対応ホームバス※数」とは、地上デジタル放送に対応する予定のホームバスの数のことです。

※ ホームバス…ケーブルテレビの施設設置許可地域内で、伝送路の敷設が完了しているエリア内の世帯数

○ 「デジタル対応率」とは、当該地域のホームバス数のうち、地上デジタル放送に対応する予定のホームバス数の比率のことです。

-例- ○×事業者における○△市のホームバス数…48,000 世帯

2007年末に地上デジタル対応予定のホームバス数(対応ホームバス数)…45,000 世帯

2007年末のデジタル化対応率…95.8% (46,000(世帯)/48,000(世帯) × 100(%))

○ 一部の地域については、複数事業者でホームバスを重複して計上するため、ホームバスの数が実際より多く計算されている場合があります。



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

19

参考資料一1

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」

ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ
～進捗リスト:全国(都道府県別)～

作成:(社)日本ケーブルテレビ連盟
[平成19年 6月30日現在]

都道府県名	2006年末		2007年末		2008年末		2010年末	
	対応ホームバス数	デジタル化対応率	対応ホームバス数	デジタル化対応率	対応ホームバス数	デジタル化対応率	対応ホームバス数	デジタル化対応率
北海道	728	75.35%	762	80.11%	791	87.88%	812	99.28%
青森県	155	88.15%	155	88.16%	214	91.41%	155	100.00%
岩手県	186	90.57%	186	91.45%	190	91.62%	190	91.63%
宮城県	335	93.81%	317	100.00%	319	100.00%	320	100.00%
秋田県	104	100.00%	109	98.63%	115	100.00%	131	100.00%
山形県	89	94.76%	91	100.00%	92	100.00%	92	100.00%
福島県	8	89.83%	8	89.83%	8	89.83%	8	100.00%
茨城県	303	98.02%	319	98.12%	330	100.00%	367	100.00%
栃木県	237	99.49%	252	99.52%	268	99.55%	289	99.59%
群馬県	182	99.39%	190	99.60%	234	99.67%	235	100.00%
埼玉県	1,907	97.93%	1,877	98.29%	2,035	99.00%	2,051	100.00%
千葉県	1,137	100.00%	1,168	100.00%	1,175	100.00%	1,183	100.00%
東京都	5,311	99.98%	5,493	99.99%	5,558	99.99%	5,593	100.00%
神奈川県	3,115	99.94%	2,931	100.00%	3,185	99.99%	3,215	100.00%
新潟県	292	100.00%	299	100.00%	308	100.00%	311	100.00%
富山県	375	100.00%	375	100.00%	375	100.00%	375	100.00%
石川県	329	97.36%	355	100.00%	402	100.00%	408	100.00%
福井県	246	89.96%	250	95.90%	251	96.80%	253	100.00%
山梨県	225	69.90%	79	93.61%	240	100.00%	244	100.00%
長野県	692	90.20%	714	92.32%	732	97.51%	743	100.00%
岐阜県	461	97.84%	474	99.13%	501	99.18%	563	100.00%
静岡県	834	96.40%	868	97.64%	901	98.82%	927	100.00%
愛知県	2,568	99.73%	2,586	99.61%	2,666	99.89%	2,705	100.00%
三重県	669	99.85%	681	99.83%	684	100.00%	685	100.00%

都道府県名	2006年末		2007年末		2008年末		2010年末	
	対応ホームバス数	デジタル化対応率	対応ホームバス数	デジタル化対応率	対応ホームバス数	デジタル化対応率	対応ホームバス数	デジタル化対応率
滋賀県	553	97.06%	558	99.04%	566	99.37%	600	99.61%
京都府	1,162	99.59%	1,241	99.62%	1,257	99.82%	1,257	100.00%
大阪府	6,740	99.96%	6,921	99.97%	6,923	99.97%	6,928	99.97%
兵庫県	3,528	98.81%	3,614	99.18%	3,844	99.89%	3,856	100.00%
奈良県	213	92.40%	254	94.53%	257	98.47%	257	100.00%
和歌山县	473	100.00%	475	100.00%	475	100.00%	475	100.00%
鳥取県	189	90.84%	202	91.42%	202	100.00%	202	100.00%
島根県	171	79.74%	187	98.38%	184	99.76%	193	100.00%
岡山県	516	89.71%	520	98.35%	541	98.42%	563	100.00%
広島県	618	94.22%	422	94.95%	653	96.87%	664	99.85%
山口県	451	95.40%	464	97.86%	483	97.95%	489	100.00%
徳島県	337	91.95%	315	92.48%	347	96.28%	359	100.00%
香川県	228	86.20%	241	99.73%	248	99.74%	248	99.74%
愛媛県	427	76.00%	450	99.55%	459	99.56%	482	100.00%
高知県	182	84.70%	182	91.93%	182	99.18%	184	100.00%
福岡県	1,405	98.82%	1,458	99.55%	1,474	99.55%	1,483	99.62%
佐賀県	173	87.13%	175	94.11%	177	96.11%	183	100.00%
長崎県	390	77.06%	399	92.44%	411	96.36%	422	99.32%
熊本県	206	99.19%	228	99.27%	263	100.00%	283	100.00%
大分県	302	88.74%	325	98.14%	330	98.23%	341	99.70%
宮崎県	271	74.69%	301	70.92%	303	93.01%	306	100.00%
鹿児島県	265	62.21%	375	78.07%	484	87.46%	569	98.90%
沖縄県	293	93.62%	320	94.15%	350	100.00%	366	100.00%
全国	39,583	96.73%	40,366	98.17%	41,987	99.08%	42,565	99.90%

[備考]

「対応ホームバス 数」:地上デジタル放送に対応する予定のホームバスの数（単位:千世帯）

「デジタル化対応率」:当該地域のホームバス数のうち、地上デジタル放送に対応する予定のホームバスの比率

一部の地域については、複数事業者でホームバスを重複して計上するため、ホームバス数が実際より多く計算されている場合があります

※ホームバス…ケーブルテレビの施設設置許可地域内で、伝送路の敷設が完了しているエリア内の世帯数



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

20

参考資料一2「新聞ラテ欄サンプル」

※著作権保護の観点から、新聞記事の引用部分を非掲載とします。



参考資料一2「新聞ラテ欄サンプル」

※著作権保護の観点から、新聞記事の引用部分を非掲載とします。



平成19年11月8日
(社)日本民間放送連盟

総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリングにあたって

地上民放事業は放送法、放送普及基本計画による「地域免許制度」のうえに成立している。このため、区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」、「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする。

他方、ケーブルテレビ事業（自主放送を行う許可施設）の売上高は昨年度で4000億円を超え、地方においてはケーブルテレビ事業者の売上高、利益がローカル民放局のそれを上回る事例も多く、今や「同一性の保持」にのみ着目する「非対称規制」の立法事実は失われている。

こうした中、福岡県の民放事業者4社を相手とする大分県のケーブルテレビ事業者4社からの「総務大臣の裁定」の申請に対して、本年8月17日に「同意すべき旨」の裁定が下された。その裁定書では「福岡民放4社の主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的な事実が認められず、同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない」とされているが、これは大臣裁定の判断基準がもっぱら「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであることを示すとともに、昭和61年の第104回国会衆議院通信委員会で表明された「(同意しない)正当な理由」が現在においても踏襲されたこととなり、甚だ遺憾である。こうした判断基準は、抜本的に見直すべきである。

また、有線テレビジョン放送法に基づく大臣裁定制度は、放送事業者が固有に持つ著作権・著作隣接権に配慮しておらず、行きすぎた大臣裁定は財産権を定めた憲法29条に抵触する可能性があるなど、法体系の矛盾を内包する。

もちろん地上民放事業者は、デジタル放送の区域内再送信については円滑な同意に努めており、また、区域外再送信についても全てに対して同意を拒んでいるわけではなく、個々の事業者の判断において「同意が妥当な範囲」を模索し、要望に応えてきている。

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」における区域外再送信の在り方の検討を通じて、ここに述べる民放事業者の意見を十分に尊重した適切な結論を早期に得るとともに、すでに出されている大臣裁定申請の取り扱いにおいても、本研究会の提言が反映されるよう要望する。

ケーブルテレビによる地上テレビ放送の 再送信に関する意見

平成19年11月8日

(社)日本民間放送連盟

意見の概要

1. 区域外再送信は地上民放事業の根幹を揺るがす
2. 視聴者ニーズも踏まえ、可能な限り協議に努めている
3. 大臣裁定制度は廃止を含めた抜本的見直しを行うべき
4. 違法再送信を早急になくすため、国の適切な措置が必要
5. 日本ケーブルテレビ連盟と問題解決に向けて協議する用意がある
6. 対価徴収(有料化)だけでは、区域外再送信問題は解決できない

1. 区域外再送信は地上民放事業の根幹を搖るがす

- 区域外再送信は、地域免許制度と矛盾する。行き過ぎた場合には地上民放事業の根幹を搖るがす。
- 民放事業者が各地域で1日24時間・1年365日の取材・制作体制を維持するためには、各局の経営の安定が不可欠。また、各局の経営安定があつて初めて、地上民放テレビの全国ネットワークが成立し、全国レベルで視聴者・国民の「知る権利」に応え、必要な情報を伝え続けることが可能。
- 区域外再送信は、再送信先の民放事業者の視聴率に打撃を与える。今後、区域外再送信がさらに継続・拡大される場合、民放事業者の経営を脅かすことになる。
- 地上民放事業者は総額1兆円を超えるデジタル化投資を行い、2011年のデジタル完全移行に全力を挙げている。区域外再送信の蔓延は、国策として進められているデジタル完全移行に悪影響を与える。
- こうした事情を踏まえ、区域外再送信問題の解決にあたっては、再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき。

3

2. 視聴者ニーズも踏まえ、可能な限り協議に努めている

- 地上テレビ放送は基幹放送であり、視聴者には、災害放送、地域情報、政見放送等を含め、当該地域の放送を何よりも視聴していただきたい。
- ケーブルテレビの視聴者は、限られた数の有料“加入者”である。ケーブルテレビの世帯普及率は全国平均で約40%であり、“視聴者・国民”的な全体を指すものではない。
- 民放事業者は、平成19年3月の民放連「理事会」決定を踏まえ、各地域のケーブルテレビ事業者と協議を進め、可能な限り区域外再送信問題の解決に努めている。
- デジタル放送の区域外再送信について“民民”で解決している事例として、徳島県、佐賀県（民放1波地域）、山梨県（民放2波地域）等が挙げられる。
- なお、これまでケーブルテレビでアナログ放送の区域外再送信を視聴してきた加入者についても、その局と同系列の局が当該地域に開局すれば、区域外再送信が視聴できなくなても、大きな不利益は発生しない。

4

3. 大臣裁定制度は廃止を含めた抜本的見直しを行うべき

＜理由1＞地域免許制度の形骸化

- 民放事業者に区域外再送信への同意を強制する「総務大臣の裁定」制度は、放送法・電波法の地域免許制度や放送普及基本計画と明らかに矛盾。
- 「昭和61年5基準」は、ケーブルテレビ事業者が大臣裁定を申請するための資格要件であって、大臣裁定の判断基準とすることは適切ではない。
- 多元性・多様性・地域性という放送制度の根幹の一つである「地域性」を無視している。
- 現行の有線テレビジョン放送法の解釈では、隣接地域に限らず、遠隔地域間(例えば、北海道や沖縄県への在京キー局波)であっても、大臣裁定により区域外再送信を受けることが可能となる。

有線テレビジョン放送法改正により大臣裁定制度が導入された昭和61年の国会審議で示された5つの判断基準

- ① 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
- ② 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
- ③ 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
- ④ ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合

5

＜理由2＞立法事実の消滅

- 大臣裁定制度は、ケーブルテレビ産業が極めて零細であった時代の育成策として導入された“非対称規制”と考えられるが、その後のケーブルテレビ事業の飛躍的な発展により、そうした立法事実は消滅している。

＜理由3＞著作権法との不整合

- 有線テレビジョン放送法による「同意」と著作権法による「許諾」はまったく別の権利である。このため、「財産権は、これを侵してはならない」とする憲法29条との整合性を保つためには、大臣裁定という行政処分の合理性、必要性が吟味されなければならない。
- そもそも放送番組は、放送事業者の著作権および著作隣接権に加えて、放送事業者以外の者の著作権、著作隣接権、さらに放送に関するスポーツライセンス等、様々な権利の集合体である。権利関係者は国内はもとより、外国にも多数存在している。こうした権利関係の複雑さからしても、国が大臣裁定により再送信同意を強いることには大きな問題がある。

6

4. 違法再送信を早急になくすため、国の適切な措置が必要

- 有線テレビジョン放送法第13条第2項は「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者の同意を得なければ、その放送を再送信してはならない」旨を定め、著作権法第99条第1項は「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」と定めている。
したがって、放送事業者の同意や許諾を得ずに無断で行われるケーブルテレビ再送信は「違法再送信」である。
- 平成19年3月8日の参議院予算委員会で「違法再送信」について質疑があり、総務大臣は答弁の中で、全国に310チャンネルもの違法再送信が存在している実態を明らかにした。これは、ケーブルテレビ事業者の企業としてのコンプライアンスや、放送事業者の著作権等を侵害している点で重大な問題である。
- ケーブルテレビ事業の健全な発展のため、ケーブルテレビ事業者は、こうした違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべき。
- 日本ケーブルテレビ連盟にも状況の把握と是正を要望したが、改善は見られないのが現状である。

7

5. 日本ケーブルテレビ連盟と問題解決に向けて協議する用意がある

- 地上民放事業者にとってケーブルテレビ事業者は、放送番組を送り届けるための重要なパートナー。今後とも両者の共存共栄を図りたい。
- 民放連は、昨年5月の日本ケーブルテレビ連盟からの要望を受け、区域外再送信問題について“民民”的協議による解決の道を探ってきた。本年3月以降、ケーブルテレビ事業者からの「大臣裁定」申請が相次いでいるため、協議は中断しているが、再開し、発展させる用意がある。
- 考慮する点としては、例えば、「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。その際、違法再送信は一掃されるべきである。

8

6. 対価徴収(有料化)だけでは、区域外再送信問題は解決できない

- 放送事業者の著作権、著作隣接権は許諾権。ケーブルテレビ事業者が対価を支払えば、再送信が可能になるというものではない。
- 通常、同意契約書の中で、「放送番組に含まれる著作権等の権利処理の責任はケーブルテレビ事業者にある」ことを明記し、「放送事業者自身の著作権、著作隣接権等については、対価徴収の権利行使を当面留保する」旨、伝えている。
- 民放事業者の判断で、契約更改時から対価徴収は可能。しかし、ケーブルテレビは、これまで地上テレビ放送を補完するメディアと考えてきたため、民放事業者は、実際の対価請求を差し控えている。
- 地域免許制度を前提に、地上テレビ放送とケーブルテレビとが秩序ある発展を目指すことが重要であり、再送信の有料化が区域外再送信問題の解決策とは考えていない。

総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」 ヒアリング 民放連意見参考資料

1. ケーブルテレビ区域外再送信に関する「大臣裁定」制度についての意見 …	1
(平成19年5月9日)	
2. 総務省「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」報告書案に対する意見 (平成19年6月)	5
3. 福岡県民放事業者に対するケーブルテレビ区域外再送信の「大臣裁定」についての会長コメント (平成19年8月17日)	6
4. ケーブルテレビ産業規模の推移	7

平成19年11月8日

(社)日本民間放送連盟

平成19年5月9日

総務大臣

菅 義偉 様

(社)日本民間放送連盟

会長 広瀬道貞

ケーブルテレビ区域外再送信に関する「大臣裁定」制度についての意見

去る3月23日に大分県のケーブルテレビ事業者4社から福岡県の民放事業者4社のデジタルテレビ放送の区域外再送信を求める「総務大臣の裁定」申請が行われたことを受け、情報通信審議会において、当該放送事業者が提出した意見を踏まえた審議が行われる運びとなっております。この「大臣裁定」制度について当連盟は、地域免許制度を形骸化するものであるとともに、ケーブルテレビ産業の発展状況に即していないとの理由により、かねてから撤廃を求めておりますが、この機会に改めて下記の意見を提出いたしますので、十分ご配慮のうえ、適切な判断を示されるよう求めるものであります。

記

1. 大臣裁定制度の立法事実とケーブルテレビ産業の発展について

- ・ 「有線テレビジョン放送法」は、第13条第2項で「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者の同意を得なければ、その放送を再送信してはならない」との趣旨を定めながらも、同条第3項で「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者との同意についての協議が調わないときは、総務大臣の裁定を申請することができる」、また、第5項で「総務大臣は放送事業者に“正当な理由”がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする」との趣旨を定めている。
- ・ この“正当な理由”的判断基準としては、同法改正により大臣裁定制度が導入された昭和61年（1986年）の国会審議で、次の5点が示されている。
 - ① 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
 - ② 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
 - ③ 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
 - ④ ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合
 - ⑤ ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合
- ・ この規定によれば、ケーブルテレビ事業者が他県の放送事業者からの再送信を求める大臣裁定を申請しさえすれば、ほぼ自動的に、放送事業者に対して区域外再送信への同意を強制する裁定が下されることになる。仮に宮崎県あるいは鹿児島県のケーブルテレビ事業者から福岡波の再送信を求める裁定申請が出されても、福岡民放事業者に同意を強いることになりかねない。

- ・ このように、放送事業者に対して著しく不利な“非対称規制”が導入されたのは、昭和61年当時のケーブルテレビ産業が極めて零細であった時代にその育成策と考えられたからである。国会での法改正に関する審議において、当時の郵政省は「実態としてこのCATVというのがまだ非常に規模が小さくてとてもチャンネルプランの形骸化というようなことになっていないし、また近い将来にもそういうことにならないというふうに考えております」と答弁している。
- ・ しかしながら、その後、平成5年（1993年）のケーブルテレビ事業者の地元要件撤廃・広域事業化、平成11年（1999年）の外資規制撤廃といった規制緩和もあり、ケーブルテレビ産業の近年の成長ぶりは著しく、昭和61年時点の立法事実は変容したと言わざるを得ない。平成18年（2006年）末にはケーブルテレビの加入世帯総数が2000万世帯を超える、普及率は全世帯の40%を上回るに至った。この10年間をみても加入世帯は5.7倍に、普及率は4.9倍に達している。平成17年度（2005年度）の営業収益は3850億円（営業目的の事業者数311）で、大分県をはじめとして、地方民放テレビ事業者に匹敵する収益をあげるケーブルテレビ事業者が登場している。
- ・ ケーブルテレビ産業の発展に応じ、すでに著作権の分野においては、実態に即した法改正が実施されている。文化庁・文化審議会著作権分科会は平成18年8月にとりまとめた報告書で、「有線放送事業者は規模が小さく、基本的には地域メディアであったが、近年、制度が見直され、有線放送事業者の地元要件の廃止や外資規制の撤廃など規制が緩和されたこと等も背景に、都市部等において大規模な有線放送事業が展開され、サービス内容も充実しつつある」との指摘を行い、これを受けた同年12月の著作権法改正により、これまで放送番組のケーブルテレビ再送信に対して無権利であった実演家、レコード製作者に対し、ケーブルテレビ事業者への“報酬請求権”が付与されたのである。
- ・ このように“零細なケーブルテレビ産業を育成する”という必要性が薄れる半面、地上民放テレビの一層の多局化、B S・C S放送の普及発展により、地域間の情報格差は縮小してきている。また、ケーブルテレビが順調に発展する一方、地方民放事業者は、地域経済の衰退や2011年のデジタル放送完全移行への大掛かりな投資のため、その経営状態がより厳しくなっており、隣県からの区域外再送信が増えるに伴い、自社視聴率の低下等、経営への打撃が顕著になっている。
- ・ 以上のさまざまな実態からみて、法律によって放送事業者に区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度の立法事実は消滅している。社会の実態に即した抜本的な見直しが行われるべきである。

2. 大臣裁定制度と著作権法の不整合について

- ・ 放送事業者は、全放送番組についての著作隣接権、さらに自社制作番組についての著作権を有している（著作権法第99条および第23条）。改めて述べるまでもなく、この

著作権法上の「許諾」権は、有線テレビジョン放送法上の再送信「同意」とは異なる権利であり、放送事業者が仮に大臣裁定によって再送信への同意を強制されたとしても、その放送の再送信を行おうとするケーブルテレビ事業者に対し、著作権法に基づく差止請求等によって再送信を阻止できる。

- ・ こうした不整合が生じるのは、本来、事業者間の協議により調整すべき区域外への再送信問題を、法に基づく強制措置によって解決しようとするためである。放送事業者の著作権法上の権利に配慮し、これと相容れない大臣裁定制度について速やかに見直すべきである。
- ・ そもそも放送番組は、放送事業者以外のさまざまな著作権、著作隣接権、スポーツライセンス等の権利の集合体であり、権利関係者は国内はもとより、外国にも多数存在している。このため、放送事業者は再送信に同意する場合、ケーブルテレビ事業者が再送信に必要な権利処理の責任を負うことを確認している。こうした権利関係からみても、国が大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題がある。

3. 民放事業の地域密着性について

- ・ 当連盟がかねてから主張してきたとおり、大臣裁定制度は地上民放事業の根幹である地域免許制度と相容れないものである。各民放事業者のエリアが県域を単位としているのは、地元に密着したニュース、番組やCMの放送に努め、地域の社会・経済の発展に寄与するためである。ケーブルテレビによる区域外再送信が際限なく拡大されることは、他県への情報依存度を強めるものであり、各地域の自立という観点からみて好ましいものではないと考えられる。本来、ケーブルテレビによる再送信が義務付けされるのは、現行の有線テレビジョン放送法にもあるように、受信障害地域に限られるべきである（第13条第1項）。
- ・ さらに、特に災害放送、地域情報、政見放送等については、民放事業者がその放送対象地域の視聴者に向けて放送を行っていることを十分に尊重すべきである。前述したように、放送事業者が再送信に同意しない“正当な理由”として、「放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合」「放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合」があげられているが、これらに加え、「放送番組が放送事業者の意図に反して、放送対象地域外で放送される場合」についても検討される必要がある。

4. 協議による解決の重要性について

- ・ 当連盟は区域外再送信自体を否定するものではなく、ケーブルテレビ事業者から放送事業者に同意を求める申請があれば、地域の実態を踏まえて十分協議を行い、可能な限り解決に努めるべきと考えている。また、日本ケーブルテレビ連盟との間で昨年4月以来、意見交換を鋭意重ねているところである。これまでに各地で協議による区

域外再送信が行われるに至った経緯は千差万別であり、関係者によるさまざまな努力の成果であることに留意すべきである。その一方、放送事業者の同意を得ない違法再送信がいまだに各地で横行しているが、この問題は早急に解決する必要があることを付記する。

- ・ 行政においては、ケーブルテレビ産業の現状、当該放送事業者および当連盟の意見を十分に踏まえ、良識ある解決策を提示すべきであると考える。

以上

総務省「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」報告書案に対する意見

報告書案の第4章「2010年までの当面の課題と諸方策」で示された、ケーブルテレビ事業者と民放事業者は「再送信の同意について誠意をもって十分に協議を行うことが重要である」との認識は、全国の民放事業者も共有し、ケーブルテレビ事業者との協議を進めているところである。報告書案に言及はないが、2011年の「完全デジタル化」を見据え、ケーブルテレビと地上放送が調和ある発展を遂げるには、次の施策が不可欠であると考える。

1. ケーブルテレビ再送信に関する「大臣裁定制度」の抜本的見直し

- ・ 民放事業者は放送対象地域内のケーブルテレビ再送信（区域内再送信）には積極的に同意しており、放送対象地域内における放送の普及に努めている。一方、放送対象地域外でのケーブルテレビ再送信（区域外再送信）は地上放送の根幹である地域免許制度との調和が必要であり、これについても当事者間で十分協議して決めるべきものである。
- ・ しかしながら、現行の有線テレビジョン放送法の「大臣裁定制度」は、区域外再送信への同意を放送事業者に強いるものであり、制度としてのバランスを著しく欠いている。このため、民放連はかねてから、地域免許制度と相容れない同制度の撤廃を求めてきた。
- ・ 地上放送の難視聴対策として始まったケーブルテレビ事業は、広域事業化などの規制緩和も手伝って、近年、その規模を急速に拡大させており、ケーブルテレビ産業の育成策として導入された「大臣裁定制度」の立法事実は消滅している。放送事業者の著作権等が尊重されるべきであることは言うまでもなく、また、光ファイバ網等を用いた遠隔地への区域外再送信にさえも同意を強制されるおそれがあることなどにも鑑み、国は、ケーブルテレビ再送信に関する「大臣裁定制度」の撤廃を含めた抜本的見直しを行うべきである。

2. 放送事業者の同意を得ない「違法再送信」の中止

- ・ 有線テレビジョン放送法第13条第2項は「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者の同意を得なければ、その放送を再送信してはならない」旨を定め、著作権法第99条第1項は「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」と定めている。したがって、放送事業者の同意や許諾を得ずに無断で行われるケーブルテレビ再送信は、これらの法律に明白に違反する「違法再送信」である。
- ・ 平成19年3月8日の参議院予算委員会で「違法再送信」について質疑があり、総務大臣は答弁の中で、全国に310チャンネルもの違法再送信が存在している実態を明らかにした。これは、ケーブルテレビ事業者の企業としてのコンプライアンスや、放送事業者の著作権等を侵害している点で重大な問題である。
- ・ ケーブルテレビ事業の健全な発展のため、ケーブルテレビ事業者は、こうした違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべきである。

2007年8月17日

(社)日本民間放送連盟

報道資料

福岡県民放事業者に対するケーブルテレビ区域外再送信の 「大臣裁定」についての会長コメント

本日、福岡県民放事業者に対し、大分県のケーブルテレビ事業者への区域外再送信を求める「総務大臣の裁定」が下されました。これに関する社団法人 日本民間放送連盟〔民放連、会長=広瀬道貞・テレビ朝日会長〕の会長コメントは次のとおりです。

本日8月17日、“福岡県の民放テレビ事業者4社は、大分県のケーブルテレビ事業者4社へのデジタルテレビ放送の区域外再送信に同意しなければならない”旨の「総務大臣の裁定」が下されました。

こうした「大臣裁定」制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、民放連としてかねてからその撤廃を求めてきました。また、今回の裁定申請については、5月9日、総務大臣宛に意見を提出・公表し、適切な行政判断を求めました。それにもかかわらず、ケーブルテレビ産業の発展ぶりや裁定期制と著作権法との不整合という現状を直視せず、“昭和61年5基準”に基づき、過去2回と同様の判断が行われたことにつきましては、極めて遺憾であります。

なお、総務省「情報通信審議会」の「答申書」には、①有線テレビジョン放送の実態等を踏まえ、制度のあり方について今後幅広く検証すべき、②著作権等の処理の観点にも十分留意すべきといった記述が添えられましたが、これは現行制度の問題点を同審議会が自ら認めたものといえます。

民放連は今後とも当該の放送事業者と連携しつつ、裁定期制そのものの撤廃を含めた抜本的見直しを政府に求めてまいります。

注) 5月9日の民放連意見については、民放連ホームページ (<http://www.nab.or.jp/>) をご覧ください。

この件に関する問い合わせ :

民放連 デジタル推進部／竹内・渡辺 (電話: 03-5213-7717)

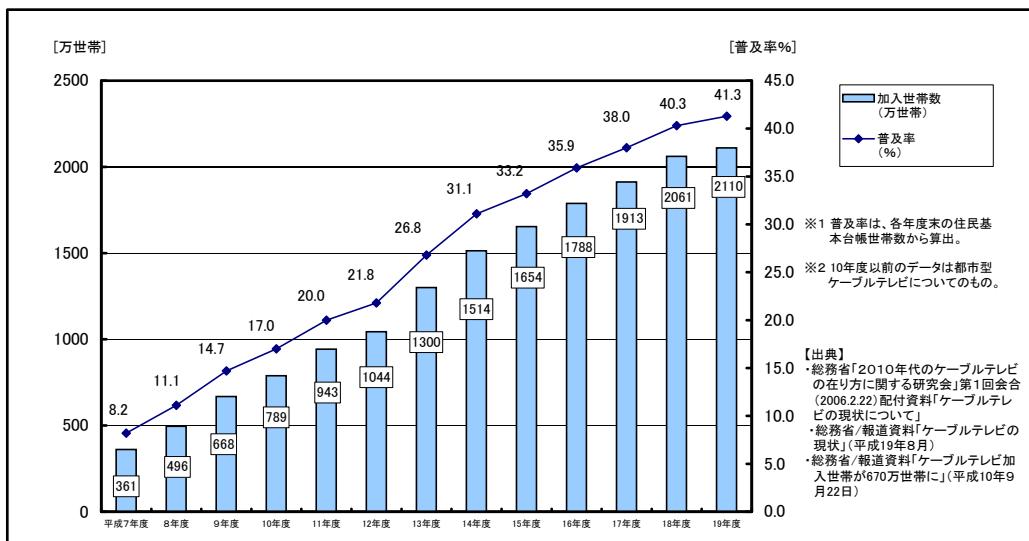
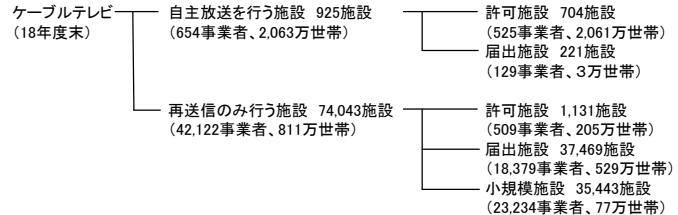
ケーブルテレビ産業規模の推移

1. ケーブルテレビ（自主放送を行う許可施設）の加入世帯数・普及率の推移

年度	加入世帯数 (万世帯)	普及率 (%)
平成7年度	361	8.2
8年度	496	11.1
9年度	668	14.7
10年度	789	17.0
11年度	943	20.0
12年度	1044	21.8
13年度	1300	26.8
14年度	1514	31.1
15年度	1654	33.2
16年度	1788	35.9
17年度	1913	38.0
18年度	2061	40.3
19年度	2110	41.3

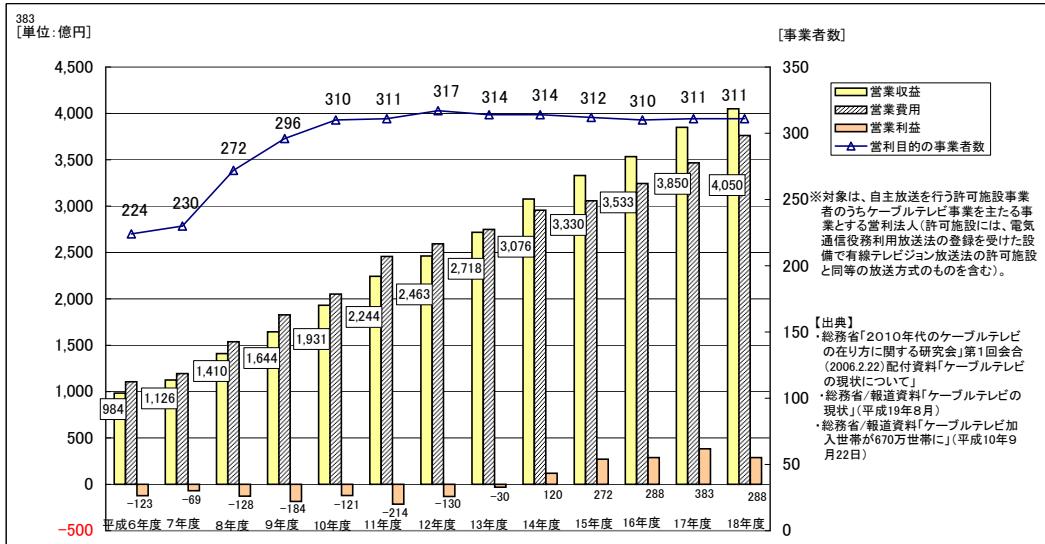
(注)19年度は19年6月末時点のデータ

[参考]



2. ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

年度	営業収益	営業費用	営業利益	営利目的の事業者数
6年度	984	1,107	-123	224
7年度	1,126	1,195	-69	230
8年度	1,410	1,538	-128	272
9年度	1,644	1,828	-184	296
10年度	1,931	2,052	-121	310
11年度	2,244	2,458	-214	311
12年度	2,463	2,593	-130	317
13年度	2,718	2,748	-30	314
14年度	3,076	2,956	120	314
15年度	3,330	3,057	272	312
16年度	3,533	3,244	288	310
17年度	3,850	3,467	383	311
18年度	4,050	3,762	288	311



※総務省／報道資料「ケーブルテレビの現状について」等から作成



資料集



<目次>

○ 再送信を取り巻く環境の変遷	2
1 再送信に関する制度関係	3
2 地上放送による放送対象地域関係	13
3 著作権制度関係	20
4 その他	25

再送信を取り巻く環境の変遷



	有線テレビジョン放送法制定時 (S47(1972))	規制制度制定時 (S61(1986))	現在 (H19(2007))
有線テレビジョン放送の変化	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約3%。 CATVは小規模で再送信。 自主放送を行う施設は3。 當利法人は許可施設のうちの<u>約2割</u>(約30/150)(S49)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約12%。 CATVは小規模で再送信のみを行うものが多数。地元事業者要件等による<u>地域限定的な事業展開</u>。 自主放送を行う許可施設は98。 當利法人は許可施設のうちの<u>約2.5割</u>(約140/550)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約40%※1。 規制緩和により、CATVの大規模化、事業者間連携、全国展開のMSO等が進展、ISPを含む多様なサービスの提供。 自主放送を行う許可施設は704。 當利法人は許可施設のうちの<u>約5割</u>(約940/1,840)。
及送地状況の上況普放	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 35県(全世帯の約59%) 3ch以下 27県(全世帯の約33%) 2ch以下 23県(全世帯の約27%) 	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 29県(全世帯の約41%) 3ch以下 22県(全世帯の約22%) 2ch以下 17県(全世帯の約16%) 	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 27県(全世帯の約30%) 3ch以下 14県(全世帯の約11%) 2ch以下 5県(全世帯の約3%)
メンテニア放送テレビの外以外の変化		<ul style="list-style-type: none"> NHKBS試験放送開始(S59) 契約数…約42万件(H1) CS放送開始(H4) 	<ul style="list-style-type: none"> NHKBS契約数…約1,300万件 スカイパーエクTV契約数…約360万件 IPマルチキャスト放送契約数…約23万件 ブロードバンドを利用した映像配信サービスの進展(例:Gyaooの視聴登録者数約1,200万人(H18))
帯域化路の広	<ul style="list-style-type: none"> NTT企業向け専用回線(48kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>210万円/月</u>※2 (S50) 	<ul style="list-style-type: none"> NTT企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>110万円/月</u>※2 	<ul style="list-style-type: none"> 有線テレビジョン放送施設の幹線光化率 39.7% NTTコム企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>約11万円/月</u>※2
の生活環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> 他県就業・通学者 293万人(S45) 高速自動車国道整備延長 710km 	<ul style="list-style-type: none"> 他県就業・通学者 478万人(S60) 高速自動車国道整備延長 3,721km 	<ul style="list-style-type: none"> 他県就業・通学者 583万人(H17) 高速自動車国道整備延長 7,422km

※1現在の世帯普及率は、自主放送を行う許可施設分のみ。

※2約410kmで計算

(注)特に時期の記載がない数字はそれぞれS47,S61,H19のもの

2

1 再送信に関する制度関係



再送信同意規定等に関する経緯等



昭和47年：有線テレビジョン放送法が成立

(放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するため、再送信同意制度を導入(国会修正によりあっせん制度が追加))

- ↓
 - ・主に地元放送局の了解が得られないため、区域外再送信を拒否する事例が発生
 - ・あっせん制度が十分に機能せず

昭和61年：有線テレビジョン放送法改正

(あっせん制度を廃止し、裁定制度を導入)

昭和62年：大臣裁定 → 同意すべき旨裁定

(山陰ケーブルビジョン(株)と(株)サンテレビジョン)

平成5年：大臣裁定 → 同意すべき旨裁定

(高知ケーブルテレビ(株)とテレビせとうち(株))

- ↓
 - ・平成15年頃～ 地上デジタル放送の開始に向け、区域外再送信問題が各地で表面化
 - ・平成18年9月 総務省から、民放事業者及びケーブルテレビ事業者に、地上デジタル放送の区域外再送信に関する個別協議の促進を文書で要請
 - ・平成18年12月 全国都道府県庁所在地で地上デジタル放送開始

平成19年3月：大分のケーブルテレビ事業者4社が福岡民放4社を対象に裁定を申請

4

有線テレビジョン放送法の目的(第1条)



有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

再送信同意及び裁定に関する規定



有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)(抄)

(再送信)

第13条 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第三条第一項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畠して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。)を行う放送局(放送法第二条第三号に規定する放送局をいう。)を開設しているすべての放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいう。以下同じ。)のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6 同意をすべき旨の裁定においては、第三項の申請をした者が再送信ができるテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送、その者が再送信の業務を行なうことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならない。

7 総務大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

再送信同意(法第13条第2項)①



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条 (略)

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3~8 (略)

立法趣旨

○ 再送信同意制度の趣旨については、有線テレビジョン放送法案が審議された昭和47年5月18日の衆議院遞信委員会において、阿部未喜男委員の質問に対し、当時の藤木電波監理局長から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけではありませんが、…」と答え、有線テレビジョン放送法の同意制度が有線放送業務の運用の規正に関する法律の同意制度と同じ趣旨で、設けられたことを明らかにしている。

○ 他方、有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会においては、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

《第10回国会 参議院電気通信委員会(昭和26年3月26日)》

鈴木恭一君「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしうございますか。」

高塩三郎君「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

○ 以上の国会での議論は、有線テレビジョン放送法第13条第2項が、再送信の際に放送元の放送事業者の編集内容が変更されること等を防止すること、すなわち、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するための制度であることを明らかにしているものと解される。

再送信同意(法第13条第2項)②



参考①

○ 過去の裁定においては、再送信同意制度の趣旨について、以下のとおり解している。

《昭和62年裁定(昭和62年郵放有第32号)》 ※山陰ケーブルビジョン株とサンテレビジョンの事例

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図ることとし、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

(以下略)

《平成5年裁定(平成5年郵放有第13号)》 ※高知ケーブルテレビ株とテレビせとうち株の事例

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るために、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

(以下略)

《平成19年裁定(平成19年基情第157号)》 ※大分ケーブルテレコム株とアル・ケー・ピー株の事例等

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るために、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

再送信同意(法第13条第2項)③



参考②

「放送法」(昭和二十五年法律第二百三十二号)

第六条 放送事業者は、他の放送事業者(受託放送事業者を除く。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。)の同意を得なければ、その放送(委託して行わせるものを含む。)又は電気通信役務利用放送(同条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。)を受信し、これらを再放送してはならない。

「有線放送業務の運用の規正に関する法律」(昭和二十六年法律第二百三十五号)【現行「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律】

<新規制定時>

第五条 有線放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者の放送を受信しこれを再送信してはならない。

<現行>

第五条 有線ラジオ放送の業務を行う者は、ラジオ放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもの及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。)の同意を得なければ、そのラジオ放送(委託して行わせるものを含む。)を受信し、これを再送信してはならない。

「電気通信役務利用放送法」(平成十三年法律第八十五号)

第十二条 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいい、同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。第十五条において同じ。)の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送(同法第二条第一号に規定する放送をいい、委託して行わせるもの及び電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。第十五条において同じ。)を受信し、これらを再送信してはならない。

裁定(法第13条第3項等)



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条 (略)

2 (略)

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4~8 (略)

立法趣旨

- 裁定制度の立法趣旨については、裁定制度を導入した昭和61年の第104回国会で以下のとおり答弁されているとおり、再送信をめぐる問題について、あっせん制度が機能しなかったためと考えられる。

《第104回国会 衆議院通信委員会(昭和61年4月23日)佐藤郵政大臣答弁》

「CATVが多チャンネルの特性を持って、地域住民、国民のニーズに応じていくという大きな要望を背負っていることは言うまでもございません。ところが、このCATVが放送事業者との関連において、放送事業者の方は必ず同意をしてもらいたいという意見、CATVの事業者は同意なしでやっていきたい、こういう意見の対決が去年、おととしくらいから明確に表に出てまいりました。したがって各地域においてトラブルが発生して、なかなかあっせんというだけでは解決できないという現実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけでございまして、その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定を持っていく、こう基本的に考えた次第でございます。」

《第104回国会 衆議院通信委員会(昭和61年4月23日)森島政府委員答弁》

「裁定は個々の具体的な事案につきまして、両当事者の意見を個別に聞きながら行うものでございますけれども、恣意的なことがあってはならないという点で、その点は御指摘のとおりでございます。

いろいろなケースを考えますが、共通する一応の判断の目安というようなものを五点申し上げますと、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、それから放送事業者の意に反して番組が異時再送信と申しますか、同時にない再送信が行われるような場合、それから再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合、それからCATVの施設が確実に設置できるというような見通しかないとか、そういうCATV事業者としての適格性に問題があるような場合、あとCATV側の技術レベルに問題があるような場合、こういったことが一応判断の目安になるというように考えております。」

10

裁定(法第13条第3項等)



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条 (略)

2~4 (略)

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6~8 (略)

◆ 「正当な理由」とは、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという再送信同意制度の趣旨に適うものとして、次のような場合にそれが認められることとされている。

《第104回国会衆議院通信委員会(昭和61年4月23日)で表明》

- ①放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ②放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- ③放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組が混在が生じる場合
- ④ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- ⑤ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

11



日本国憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

12



2 地上放送における放送対象地域関係

放送対象地域の概要(1)



放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項のこと）であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、放送普及基本計画において規定（放送法第2条の2第3項）。

放送対象地域の意義

(1) 放送系の数の目標

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 「あまねく受信」の範囲

一般放送事業者：「放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。」（放送法第2条の2第6項）
NHK：「中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」（同法第9条第5項）

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）

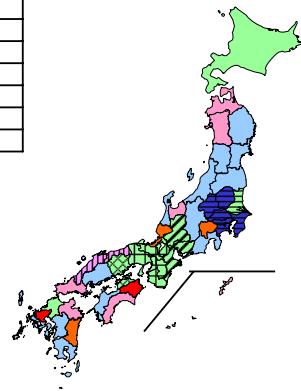
等に基づき設定

(2) 具体例（地上アナログテレビジョン放送）

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他：上記以外の各都道府県

視聴可能チャンネル数	都道府県数	世帯カバー率
6チャンネル（緑）	6	31.9%
5チャンネル（緑）	14	38.1%
4チャンネル（青）	13	19.2%
3チャンネル（桃）	9	7.5%
2チャンネル（橙）	3	2.1%
1チャンネル（赤）	2	1.2%

開東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域
近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



※ 世帯カバー率は、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（平成18年3月31日現在）を基に算出

放送対象地域の概要（2）



放送法上の関係条文

第二条の二 総務大臣は、（中略）放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 放送普及基本計画には、（中略）次の事項を定めるものとする。

- 一 （略）
- 二 （中略）中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）
- 三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に受信できる放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（受託放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標
- 3 放送普及基本計画は、第九条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第七条第三項の放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。
- 4~6 （略）

テレビジョン放送に係る放送対象地域と放送対象地域ごとの放送系の数の目標

放送の区分	放送対象地域		放送系の数の目標
NHKの放送	総合放送	関東広域圏（注1）	1
	県域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域（注1）	放送対象地域ごとに1
放送大学学園の放送	教育放送	全國	1
一般放送事業者の放送	大学教育放送	関東広域圏（注2）	1
一般放送事業者の放送	総合放送	関東広域圏	5
		中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに4
		北海道及び福岡県の各区域並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに5
	広域放送	岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の各区域	放送対象地域ごとに4
		青森県、秋田県、富山県、山口県、高知県、大分県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに3
		福井県、山梨県及び宮崎県の各区域	放送対象地域ごとに2
		栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び佐賀県の各区域	放送対象地域ごとに1

（注1）デジタル放送に限り、関東広域圏には茨城県を含まない。

（注2）関東広域圏のうち授業実施予定地域。

（参考）放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示660号）

第1 放送の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関する定める指針及び基本的事項

1 放送を国民に最大限に普及させるための指針

（1）国内放送の普及

ア 地上系による放送

（イ）テレビジョン放送

　A デジタル放送以外の放送

　協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については、大学教育放送1系統の放送並びに一般放送事業者の放送については、総合放送4系統の放送が全国各地域（学園の放送にあっては授業実施予定地域）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う一般放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

（以下略）

マスメディア集中排除原則と放送対象地域(1)



放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

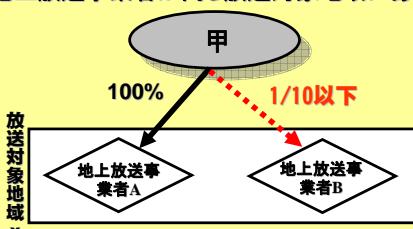
放送法 第2条の2（放送普及基本計画）

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

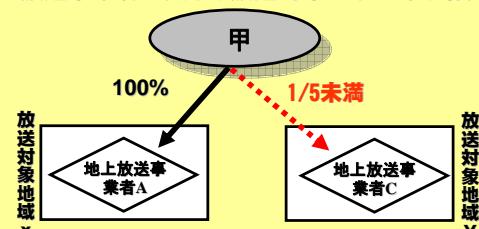
**一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現**

(例) 地上放送事業者を支配する者が、他の地上放送事業者に出資等を行おうとする場合の原則

(i) 当該地上放送事業者が同じ放送対象地域にある場合



(ii) 当該地上放送事業者が異なる放送対象地域にある場合



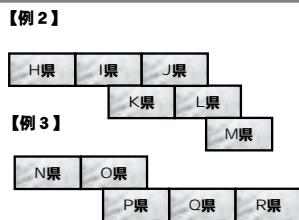
16

マスメディア集中排除原則と放送対象地域(2) 16年改正の概要(隣接地域の出資比率緩和関係)



○ 隣接地域のローカル局相互の連携の場合、7地域までの連携が可能

複数の放送対象地域が地理的に接しながら連なっているよう
な下の例はすべて連携可能 (※キー局は対象外)



【例3】



○ 連携の対象となる地域すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接する場合、兼営が可能

「すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接している場
合」にあたる例 (※関東、中京、近畿広域圏局は対象外)

【例1】



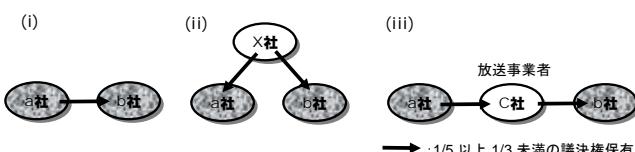
放送対象地域であるA～E県が上
のような地理的な位置関係にある
場合、B県に着目すると「すべてが
そのうちのいずれか一つの地域
(上図ではB県)に隣接している地
域」にあたることになる

【例2】

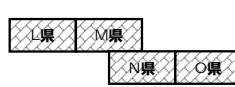


放送対象地域であるW～Z県が
上図のような地理的な位置関係
にある場合、Y県に着目すると
「すべてがそのうちのいずれか
二つの地域(上図ではY県)に隣
接している地域」にあたることに
なる。

「連携」とは、放送事業者a、bの間に、次の(i)から(iii)のような議決権の保有関係がある場合をいう



【参考】「すべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している
場合」にあたらない例



放送対象地域であるI～O県が左
図のような地理的な位置関係にあ
る場合は、いずれの県に着目しても
「すべてがそのうちのいずれか一つ
の地域に隣接している地域」にあ
たらないことになる。

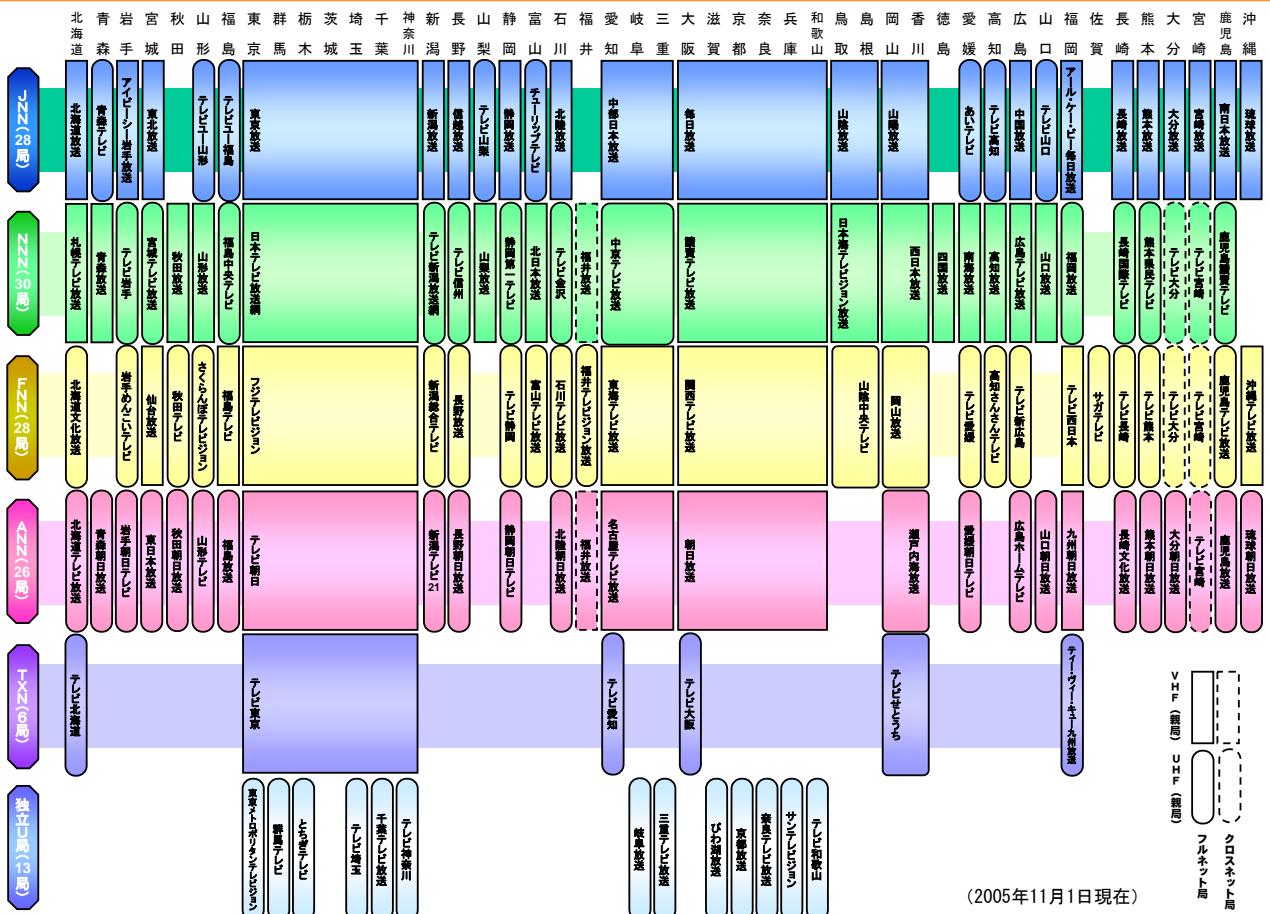
※ 地域的な関連性が密接であるものとして別に定める場合も
兼営まで可能 (東北全県、九州全県、九州全県+沖縄県)

※ 海域を挟んで最も近い特定の放送対象地域間は「隣接」として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

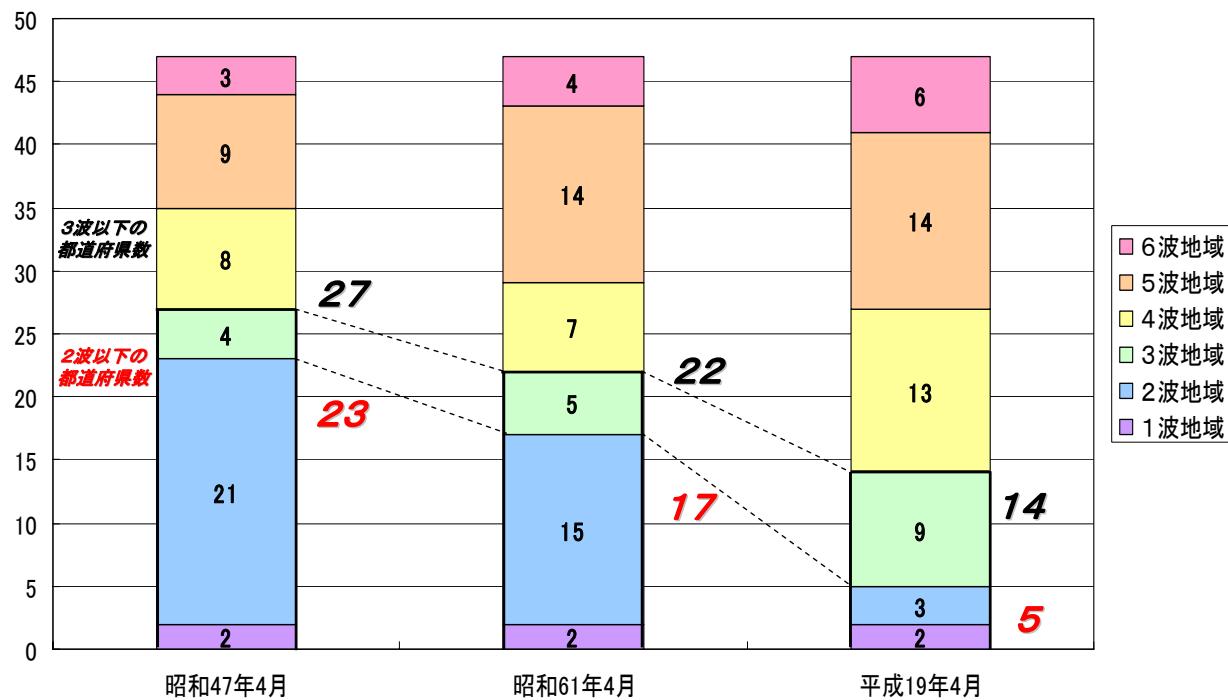


地上放送におけるネットワークの状況



都道府県単位の地上テレビジョン放送の普及状況

(単位:都道府県地域)





3 著作権制度関係

20

著作権法上の許諾との関係



著作権法上の権利との関係

- 再送信にあたっては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から、有線テレビジョン放送法の同意とは別に、著作権法上の著作権・著作隣接権の許諾を得る必要がある。
- また、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者は、番組に含まれる著作物（音楽、脚本等）について、著作権に関する権利処理を行う必要がある。
- 過去の国会審議においては、有線テレビジョン放送法の同意制度と著作権法の著作隣接権制度は、別個の制度であると答弁されている。

過去の国会答弁

《第104回国会参議院通信委員会（昭和61年5月13日）文化庁岡村政府委員答弁》

「有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定しております著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます。」したがいまして、理論上は著作隣接権は著作隣接権として許諾権でございますからノーと言うことは可能でございますけれども、ご承知のとおり著作権あるいは著作隣接権というのは、権利者の権利を保護すると同時に、これは文化的な所産でございますので国民の多くの方々に利用していただくということによって初めて重要な意味をもつ。したがって、公正な利用ということについてもその法律の趣旨の中にはあるわけでございます。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）郵政省濱田政府委員答弁》

「この再送信同意制度というものの目的でございますが、これは放送事業者の放送の意図を保護することによりまして放送秩序の維持を図るというところにポイントがあるわけでございます。したがいまして、著作権制度とはその制度の趣旨を異にしておるというふうに私ども考えております。この再送信制度の関係での裁定が、著作権法上の著作権とか著作隣接権に影響を与えるものではないというふうに私ども考えております。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）文化庁加戸政府委員答弁》

「これは、今郵政省から御議論ありましたように、実態的なトラブルもないし、また、そういうケースも考えられないということでございますが、理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございまして、みずからの首を絞めるわけでございまして、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきやならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思います。」

著作権法上の地上放送の再送信に係る規律



地上放送を再送信するためには、放送番組に係る全ての権利処理を行う必要。

①放送事業者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態
自ら制作した放送番組についての権利	著作権	許諾必要（著作権法第23条） （ただし、現在、対価請求を留保している模様）	個別契約
有線放送させる権利	著作隣接権	許諾必要（著作権法第99条） （ただし、現在、対価請求を留保している模様）	個別契約

②放送番組に含まれる著作物の原権利者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態
著作権	文芸 (原作者・脚本家)	許諾必要（著作権法第23条）	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)
	音楽 (作詞家・作曲家)	許諾必要（著作権法第23条）	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)
著作隣接権	レコード (レコード製作者)	許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第97条) (注1)	— (注3)
	実演 (演奏家、歌手 俳優等)	レコード 実演 映像実演 許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第95条) (注1) 許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第92条、第94条の2) (注1)	— (注3) 年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理あり)

(注1) 上記の下線部分については、第165回臨時国会において成立し、平成19年7月1日から施行。

(注2) ただし、5団体に加入していない権利者については、年間包括契約ではカバーできていない。

(注3) 年間包括契約の締結に向け、(社)日本ケーブルテレビ連盟と各権利者団体が交渉中。

22

著作権法上の再送信に関する特例規定



著作権法においては、再送信に関して、非営利無料の場合及び義務再送信の場合に特例規定がある。

(1) 非営利無料で再送信を行う場合

著作権法第38条第2項等により、非営利無料で再送信を行う場合は、放送に係る著作権・著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第38条（略）

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるもの）を行なうことができる。

3～5（略）

第102条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで並びに第四十四条(第二項を除く。)の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の三の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、第四十四条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2～7（略）

(2) 義務再送信の場合

著作権法第99条第2項により、有線テレビジョン放送法第13条第1項に基づく義務再送信の場合は、放送事業者の著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第99条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

23



いわゆる5団体ルールについて

- 再送信に関する原権利者に対する著作権処理については、日本ケーブルテレビ連盟が交渉窓口となり、以下の権利者団体と年間包括契約を結んでおり、「5団体ルール」と呼ばれている。
 - ・協同組合日本脚本家連盟（日脚連）
 - ・協同組合日本シナリオ作家協会（シナ協）
 - ・社団法人日本文芸著作権保護同盟（文芸保護同盟）
 - ・社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
 - ・社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）
- 個々の有線テレビジョン放送事業者は、この年間包括契約に基づき、各権利者団体に支払いを行っている。

＜使用料算定式＞

区域内再送信（A）： 前年度収入 × 0.015% × 区域内再送信のチャンネル数
区域外再送信（B）： 前年度収入 × 0.09% × 区域外再送信のチャンネル数

著作物使用料 = (A) + (B)

ただし、(A) + (B) の合計が前年度収入の0.35%を超える場合は、0.35%とする。



4 その他

電気通信事業紛争処理委員会について



○ 概要

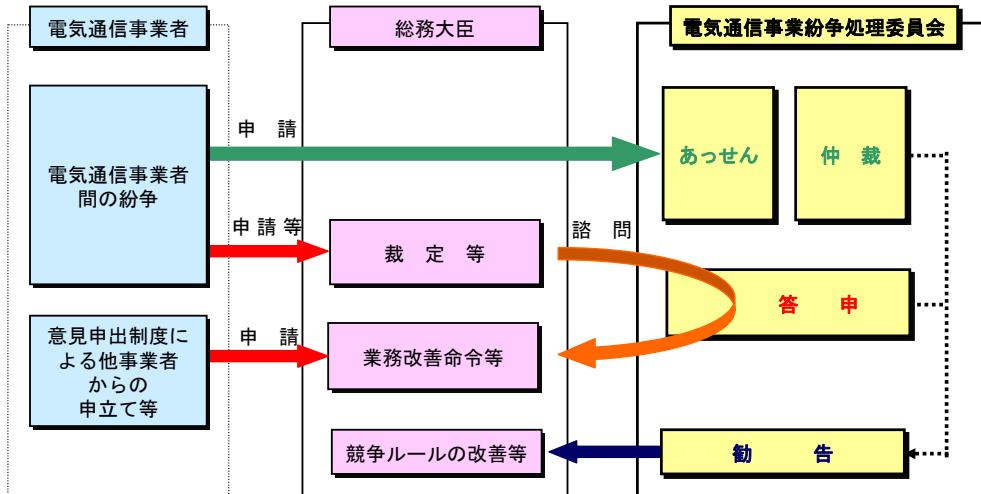
事前規制からルール型行政への移行に伴い、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、平成13年11月30日、総務省に電気通信事業紛争処理委員会を設置

○ 組織

- ・許認可部門から組織的に独立した委員会（国家行政組織法第8条に基づく機関）として設置
- ・両議院の同意を得て総務大臣が任命する5名の委員により構成
- ・紛争処理手続に参与させるために7名の特別委員を総務大臣が任命

○ 紛争処理手続等の充実

- ・接続等の事業者間の協議について、簡易で迅速な当事者間の合意形成を促進するための「あっせん」や「仲裁」手続を実施
- ・接続の協議開始命令や裁定、料金変更命令等について、総務大臣から諮問を受け、審議・答申
- ・紛争処理等に関して、総務大臣に対する勧告権限



26

<参考>第2回研究会での両連盟からの意見①



	日本ケーブルテレビ連盟の意見	日本民間放送連盟の意見
再送信同意制度の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に放送事業者の事項である。CATVがとにかくいうのは適切ではない。 ・ マストキャリーの場合は別として、大事な放送番組を勝手に再送信できるようにするのは問題と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣裁定制度と不整合な点が問題。
裁定制度の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一定のルールのもと、それに基づき民民で解決できるのがよい。ただ、それでも解決できないような場合のため、大臣裁定又は同様のものが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域免許制、著作権法と不整合であり、立法事実は消滅している。「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであり、抜本的に見直すべき。) ・ <u>民民の協議に委ねるべき</u>
裁定の判断基準	<p><u>地域性の観点</u> (遠隔地間の区域外再送信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の地域に限定し遠距離は考えていない。) ・ 例えば東京と北海道間ではコストが高くなりすぎ考えたこともない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。)
県域免許制との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持するのが適当。ただし、<u>文化・生活圏が一本化された場合等区域外のニーズがあるところは、弾力的に認めるべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする。)
地元局経営の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間放送事業者との共存共栄。) ・ CATVは地形難視、都市型難視の解消等で地上放送の補完的機能をはたし、放送事業者とは手を携えてきた。 ・ 地上放送デジタル化についても、放送事業者の置局計画を補完できればと考えている。 ・ 両者間で番組面での協力も行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「<u>再送信先の民放事業者の考え方の確認</u>」等が考えられる。) ・ <u>経営的な影響の問題から地元局の納得が必要。</u> ・ 大分民放3局のシミュレーションでは18億円の逸失収入。

27

＜参考＞第2回研究会での両連盟からの意見②



	日本ケーブルテレビ連盟の意見	日本民間放送連盟の意見
裁定の判断基準	<p>・ 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」</p> <p>・ 区域外再送信は専ら視聴者ニーズに対応するため。</p>	<p>(・ 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。)</p> <p>・ <u>区域外のニーズがあるのは分かるが、4波ある地域は地元の系列局を見てほしい。</u></p> <p>・ <u>少数チャンネル地域で区域外のニーズがあるのは分かるが、だからといって全てOKということではない</u>(視聴者ニーズも踏まえ可能な限り協議に努めている。)。</p> <p>・ 放送事業者としての視聴者ニーズの対応は、放送対象地域内の視聴者に放送を届かせること。</p>
金銭事項の観点 (著作権料等の支払い等)	<p>・ <u>著作権料について放送事業者等から請求されれば支払う。また、著作権料以外についても、納得性があれば、協議に応じる。</u></p> <p>・ <u>地元局への適切な補償負担についても、協議に応じる。</u></p>	<p>・ <u>対価請求は留保</u>。CATVと民放は放送普及の「車の両輪」ということもあって、<u>請求していない</u>。</p> <p>・ 有テレ法と不整合な点が問題。</p>
アナログ受信者の利益保護	<p>・ 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」</p>	<p>・ デジタルだから不同意ということではなく、そもそも系列局が増加していること、デジタル化投資の負担等から、見直したい。</p>
その他	<p>・ 当初は全て同意。その後不同意。放送事業者から納得できる不同意の理由説明がないので視聴者に説明できないし、また、放送事業者を悪者にすることもできず、再送信を継続してきた。</p>	<p>(・ 違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべき。)</p>
両団体間の協議の実施	<p>・ 賛成。</p>	<p>・ 賛成。</p>

注：（）は提出資料からの引用

索引

「5つの基準」・・・5, 25

区域外再送信・・・1

経営状況

　—有線テレビジョン放送事業者の～・・・8

　—地上民間放送事業者の～・・・8

裁判制度・・・5

再送信同意制度・・・4

自主放送・・・1

著作権法・・・4, 31

通信・放送の融合・・・33

動画配信サービス・・・11

普及状況

　—有線テレビジョン放送の～・・・7

　—地上放送の～・・・10

　—衛星放送の～・・・10

　—有線業務利用放送の～・・・11

放送対象地域・・・1

有線テレビジョン放送

　—～の施設規模・・・7

　—～の運営主体・・・7

　—～における自主放送の状況・・・8